

第1回 車椅子利用者用駐車施設等のあり方に関する検討会

日時:令和3年8月25日(水)13:00~15:00

場所:オンライン会議(事務局:中央合同庁舎3号館3階総合政策局会議室)

議事次第

1. 開会

2. バリアフリー政策課長挨拶

3. 議事

- 1)本検討会の設置趣旨及び今後のスケジュール等について
- 2)車椅子利用者用駐車施設等に関するこれまでの取組と検討の進め方等について
- 3)意見交換
- 4)その他

4. 閉会

<資料>

- | | |
|-----|---------------------------------------|
| 資料1 | 委員名簿 |
| 資料2 | 本検討会の進め方について |
| 資料3 | 車椅子利用者用駐車施設等に関する具体的なご意見と検討の方向性 |
| 資料4 | 車椅子利用者用駐車施設等のハードに係る現行制度と検討の進め方について |
| 資料5 | 車椅子利用者用駐車施設等のソフトに係るこれまでの取組と検討の進め方について |
| 資料6 | 意見記入様式 |

検討会委員名簿

委員長 高橋 儀平 東洋大学 名誉教授
 委員 秋山 哲男 中央大学研究開発機構
 大沢 昌玄 日本大学理工学部土木工学科 教授

(障害者団体)

今野 英樹 社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会
 半谷 克弘 公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会 理事
 佐藤 聡 特定非営利活動法人 DPI 日本会議 事務局長

(事業者団体等)

村上 哲也 一般社団法人 日本ショッピングセンター協会 参与
 吉田 稔 日本チェーンストア協会
 廣田 正幸 一般社団法人 不動産協会
 村上 弘 一般社団法人 日本ビルディング協会連合会 政策委員
 善本 信之 一般社団法人 全日本駐車協会 専務理事
 岡部 達郎 公益社団法人 立体駐車工業会 事務局長
 亀村 幸泰 一般社団法人 日本自走式駐車場工業会 専務理事
 清家 政彦 一般社団法人 日本パーキングビジネス協会 副理事長

(地方公共団体等)

田中 誠人 東京都福祉保健局生活福祉部 福祉のまちづくり担当課長
 野田 英雄 佐賀県健康福祉部福祉課 課長
 野中 亮佑 日本建築行政会議バリアフリー分科会
 (神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課建築指導グループ 主査)

(オブザーバー)

厚生労働省社会・援護局
 経済産業省商務情報政策局
 国土交通省大臣官房官庁営繕部
 国土交通省航空局
 国土技術政策総合研究所

(事務局)

国土交通省総合政策局バリアフリー政策課
 国土交通省都市局街路交通施設課
 国土交通省都市局公園緑地・景観課
 国土交通省道路局環境安全・防災課
 国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付
 株式会社サンビーム

本検討会の進め方について

車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討について

検討趣旨

- 車椅子使用者用駐車施設等は、共生社会における移動環境を確保するための基本的なインフラの一つであり、ハード・ソフト両面から今後の対策のあり方について検討することが求められている。
- これまでもバリアフリー法や地方公共団体における独自の取組（パーキング・パーミット制度）等により、駐車区画の整備や適正利用の推進がなされてきたところではあるが、現状の取組を検証し、今後の対策のあり方について検討を行うことを目的として、「車椅子使用者用駐車施設等のあり方についての検討会」を設置する。

検討体制

検討会の構成

- 学識経験者、障害者団体、事業者団体、駐車場関係団体、地方公共団体等（委員長：高橋名誉教授（東洋大））
- 国土交通省（総合政策局、住宅局、都市局、道路局等）、関係省庁

スケジュール

- 令和3年度に検討会を立ち上げ、検討会においてハード整備、ソフト対策についてそれぞれ検討・整理を行い、関係者で連携しながら年度内に今後の方向性をとりまとめる予定。
- 令和4年度（可能なものは令和3年度）以降、具体的な施策を推進

時期	全体会合	ハード整備の検討スケジュール	ソフト対策の検討スケジュール
令和3年度	第1回【今回】	第1回【今回】 ◆ 現状の課題整理と検討の方向性（案） ⇒車椅子使用者用駐車施設の高さ等に関する実態調査	第1回【今回】 ◆ 現状の課題整理と検討の方向性（案） ⇒地方公共団体・当事者・施設設置管理者等への実態調査
	第2回【令和3年10月頃】	第2回 ◆ 実態調査結果の報告、施策推進の方向性（案）	第2回 ◆ 実態調査結果の報告、施策推進の方向性（案）
	第3回【令和3年12月頃】 ◆ 中間整理	第3回 ◆ 今後の整備方針について	第3回 ◆ 適正利用の取組方針について
令和4年度	●具体的な施策立案／ガイドライン改正等（必要に応じて引き続き検討会の開催等）		

検討会構成メンバー

学 識 経 験 者 等

座長 高橋 儀平	東洋大学 名誉教授
秋山 哲男	中央大学研究開発機構 教授
大沢 昌玄	日本大学理工学部土木工学科 教授

障 害 者 団 体

(社福) 日本身体障害者団体連合会
 (公社) 全国脊髄損傷者連合会
 (特非) DPI日本会議

事 業 者 団 体

(一社) 日本ショッピングセンター協会
 日本チェーンストア協会
 (一社) 不動産協会
 (一社) 日本ビルディング協会連合会

駐 車 場 関 係 団 体

(一社) 全日本駐車協会
 (公社) 立体駐車場工業会
 (一社) 日本自走式駐車場工業会
 (一社) 日本パーキングビジネス協会

地 方 公 共 団 体 等

東京都
 佐賀県
 日本建築行政会議

関係省庁等(オブザーバー)

厚生労働省社会・援護局
 経済産業省商務情報政策局
 国土交通省大臣官房官庁営繕部
 国土交通省航空局
 国土技術政策総合研究所

事務局(国土交通省)

総合政策局
 都市局
 住宅局
 道路局

※今後、議論の方向性により、関係者の追加、又は個別ヒアリング等による対応を予定。

車椅子使用者用駐車施設等に関する 具体的なご意見と検討の方向性

車椅子利用者用駐車施設等に関する具体的なご意見①

現状の課題	具体的なご意見等	検討の方向性
ハード整備に関する論点		
① 駐車場に関する法体系のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 駐車場に関する法体系(大店立地法、駐車場法等)等を整理すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 駐車場に関連する法体系及び基準等を整理。
② 駐車施設の高さ・奥行き等について	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 高さ2.3mの大型福祉車両が利用できず、合理的配慮もない、高さ2.1m以下の駐車場があり、車椅子利用者駐車施設の天井高さは2.3m以上の大型福祉車両が利用できるようにすべき。 ✓ 高さ・奥行きについては、新設であれば対応できるが、既存施設への普及は困難。 ✓ 高さ以外に、平面・自走式立体・機械式等の別に応じたあり方(配置の場所、奥行き、幅、総重量、傾斜等)も踏まえた議論が必要。 ✓ 車両の後方から車椅子の乗降を行う福祉車両は、車止めがあると車体が下りきらないので、撤去する必要があるほか、区画の広さについて、車を停めた後方にもスロープの板の長さ・幅と車椅子の長さ分の長さが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 路外駐車場や建築物に付属する駐車場における、車椅子利用者用駐車施設のハードの実態も踏まえ、対象駐車施設のあり方について検討

車椅子利用者用駐車施設等に関する具体的なご意見①

現状の課題	具体的なご意見等	検討の方向性
ハード整備に関する論点		
③駐車施設の配置や経路について	<ul style="list-style-type: none">✓ 車椅子利用者用駐車施設から目的地までの傾斜や屋根の有無が重要。✓ 不正駐車対策として、便利な場所以外に、比較的入口から遠い場所にも設置するといった好事例の展開が必要。	<ul style="list-style-type: none">➤ 路外駐車場や建築物に付属する駐車場における、車椅子利用者用駐車施設のハードの実態も踏まえ、対象駐車施設のあり方について検討(再掲)

車椅子利用者用駐車施設等に関する具体的なご意見②

現状の課題	具体的なご意見等	検討の方向性
ソフト対策に関する論点		
<p>④パーキング・パーミット制度のあり方について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ パーキング・パーミット制度を全国一律の制度とすることで、不適正利用を減らす効果が期待できる。 ✓ 利用対象者等の実態も踏まえて、全国一律の制度とすべきか地域の実状を踏まえた制度とするかの議論が必要。 ✓ 関連する制度(高齢者運転者等標章等)との関係についても留意すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 制度のあり方に関する以下の論点に関する議論を踏まえて、全国的なパーキング・パーミット制度のあり方について検討
<p>⑤利用対象者について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 3.5m幅が確保された車椅子利用者用駐車施設の利用対象者を明確化すべき。 ✓ パーキング・パーミット制度で必要な人が駐車できるよう取組が進められている一方で、車椅子利用者が利用できないという問題が生じている。 ✓ 対象者の明確化など車椅子利用者以外も含めた利用のバッティングに対する対応が必要。 ✓ 利用対象者が明確でないことにより、施設管理者より利用者への対応に戸惑うといった声が寄せられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 幅3.5m以上の車椅子利用者駐車施設について地方公共団体の制度や施設の運用実態も踏まえた明確化のあり方について検討 ➤ 上記以外の幅3.5m未満の駐車区画について地方公共団体の制度も踏まえ、地域の実状にも配慮した利用対象のあり方について検討

車椅子使用者用駐車施設等に関する具体的なご意見②

現状の課題	具体的なご意見等	検討の方向性
ソフト対策に関する論点		
<p>⑥不適正駐車対策等制度の実効性確保について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 不適正駐車を抑止のためには、法的な議論とともに、ハード・ソフトの対策としてどのような運用が可能かの整理が必要。 ✓ 欧米で一般的なように、利用対象者以外の車両による不適正駐車に対する罰則を規定すべき。 ✓ 私有地の不適正駐車に対しても罰則を規定し、その対象とできるのかどうかの整理が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 不適正駐車を抑止のためのソフト・ハード両面での対応事例についての普及の方策を検討 ➤ 不適正駐車に対する罰則についての考え方を整理
<p>⑦駐車区画の確保について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 空き情報の提供や不適正駐車対策としてDX化・ICTの活用も含めたさまざまな取組を検討すべき。 ✓ 必要な区画が確保できない場合には、周囲や近隣の駐車区画を車椅子を使用しない障害者等が利用しやすいよう工夫することも考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 駐車区画の確保について施設設置管理者等の協力を得る工夫や確保した駐車区画を効率的に利用するための対応事例について普及の方策を検討

車椅子使用者用駐車施設等のソフトに係る これまでの取組と検討の進め方について

車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に向けたこれまでの取組

- バリアフリー法においては、一定規模以上の特別特定建築物等において、車椅子使用者用駐車施設の設置が義務付けられているが、幅の広い障害者等用駐車区画に障害のない人が駐車する等により、真に必要な障害者の方（車椅子使用者等）が利用できない状況も見られる。
- 多くの府県において導入されている「パーキング・パーミット制度」について、平成29年度に検討会※を開催し、未導入の地方公共団体における制度導入に向けた機運の醸成や制度の抱える課題の解消による魅力向上などが必要とされたところ。



※ 平成29年度「パーキングパーミット制度の導入促進方策検討会」（座長：高橋教授（東洋大）、委員：学識経験者、障害当事者等）

ポスター・チラシ及びパンフレットによる啓発

車椅子使用者用駐車施設等の適正利用の推進についてのポスター・チラシを作成し、キャンペーンを通じて、一般利用者向けに適正利用に関する広報啓発を行うとともに、施設管理者向けにパーキング・パーミット制度等の取組を紹介。



<ポスター・チラシ表面>



<チラシ裏面>

事例集によるパーキング・パーミット制度の導入促進

パーキング・パーミット制度

障害者等用駐車区画を利用できる対象者の範囲を設定し、施設管理者の任意の協力の下、当該施設の障害者等用駐車区画について、条件に該当する希望者が共通に利用できる利用証を交付する制度。



<利用証の例>

平成30年度に、障害者等用駐車区画の抱える課題を解消するための取組み等の収集・整理を行い、地方公共団体の参考となる「パーキング・パーミット制度事例集～障害者等用駐車区画の適正利用に向けた取組～」を作成し、地方公共団体に周知。



<標識の例>



<ダブルスペースのイメージ>

パーキングパーミット制度の導入促進方策について ~平成29年度検討会とりまとめ~

とりまとめの背景・目的

- 幅の広い障害者等用駐車区画に障害がない人が駐車する等により、**障害のある人等が駐車できないという問題**が発生。当該区画の**適正利用が課題**。
- このため、多くの府県において導入されている「**パーキングパーミット制度**」について、**より広く普及し**、その結果として障害者等用駐車区画の適正利用が進むよう、**とるべき施策等について、とりまとめる**。

制度の現状

パーキングパーミット制度とは

利用できる対象者の範囲を設定し、**施設管理者の任意の協力ののもと**、当該施設の**障害者等用駐車区画について**、条件に該当する希望者が共通に利用できる**利用証を交付する制度**。



- 平成18年の佐賀県の導入以降、全国に拡大。平成30年5月時点で**36府県3市が導入** ※未導入の都道府県：北海道、宮城県、東京都、神奈川県、愛知県、沖縄県 等
- 対象施設、利用対象者の要件等詳細については、**地方公共団体が地域の実情を踏まえて制度設計**（不適正な駐車に対する**罰則なし**）。
- **36府県1市**において**利用証の相互利用**を実施。

効果

- ・ **9割**の導入済地方公共団体が**適正利用促進の効果あり**と回答。
- ・ 相互利用についても**7割**が、利用者の利便向上に効果ありと回答。

制度普及に向けた課題

■ 制度未導入の地方公共団体における、制度を導入しない主な理由

- 障害者等用駐車区画の適正利用に向け**独自の取組を実施**していること。
- 利用対象者数が多く、利用証の発行手続き等の**行政コスト見合う効果が見込まれない**こと。
- 利用対象者数に見合う**駐車区画が不足**していること。

■ 制度を導入している地方公共団体における、制度の課題

- 利用対象者数に見合う**駐車区画が不足**していること。
- 健常者等の**不適正な駐車により本制度の対象者が駐車できない問題が解決しない**こと。
- 利用者が障害者等用駐車区画に集中することにより、**真に幅の広い駐車区画が必要な車椅子使用者が駐車できない問題が解決しない**こと。 等



- ・ 未導入の地方公共団体における**制度導入に向けた機運の醸成が必要**。
- ・ 並行して、**制度の抱える課題の解消による魅力向上が必要**。

パーキングパーミット制度の導入促進方策について

■ 当面実施すべき事項について

- ① 未導入の地方公共団体における**制度導入に向けた機運の醸成**
事例集やパンフレットを作成し、制度導入済の地方公共団体と連携して普及促進。
- ② **制度の魅力向上**
制度の課題の解消に向け、下記のような**好事例を整理し、地方公共団体に紹介**。
 - ・ 幅の広い障害者等用駐車区画に加え、**通常幅の駐車区画(プラスワンスペース)の制度利用者への提供**による利用者向け駐車区画の拡大。
 - ・ **ゲート等により障害者等用駐車区画を隔離し**、不適正駐車を防止。
 - ・ **車椅子利用者と他の利用者で利用証を区分し**、車椅子利用者の利用を円滑化。
- ③ 障害者等用駐車区画の適正利用について、**国民の理解と協力を求める啓発活動の推進**

■ その他の事項について

- **全国一律の制度化(罰則の導入)**
 - ・ 全国一律の制度とし、一律に罰則を設けることについては、**制度の現状に照らし**、地方公共団体、施設管理者、さらには利用者の**コンセンサスが得られる状況とは言えない**ため、**まずは制度の全国的な普及に向けて、制度の改善と普及啓発**を行う必要(罰則については他法令とのバランス等の問題も要考慮)。
- **相互利用**
 - ・ 利用証のデザインや施設での表示方法の統一等の課題について、導入済地方公共団体が参加する協議会等において、必要に応じて解決策を検討していくことが望まれる。 2

パーキング・パーミット制度事例集 ~平成30年度公表~

- 平成29年度に「パーキングパーミット制度」未導入の地方公共団体における制度導入に向けた機運の醸成や制度の抱える課題の解消による魅力向上などが必要とされた※1ところ。
- 平成30年度に、障害者等用駐車区画の抱える課題を解消するための取組等の収集・整理※2を行い、地方公共団体の参考となる「パーキング・パーミット制度事例集～障害者等用駐車区画の適正利用に向けた取組～」を作成。

※1 平成29年度「パーキングパーミット制度の導入促進方策検討会」におけるとりまとめによる。
 ※2 平成30年度「パーキングパーミット制度の導入促進に向けた障害者等用駐車区画の適正利用に関する検討会」による。
 (座長：高橋教授(東洋大)、委員：学識経験者、障害当事者等)

＜パーキング・パーミット制度事例集の構成＞

目次

- パーキング・パーミット制度の概要
 - パーキング・パーミット制度の導入状況
 - パーキング・パーミット制度利用対象者の要件
- 障害者等用駐車区画を取り巻く状況
 - 車椅子使用者用駐車施設に関する設計について
 - 障害者等用駐車区画を取り巻く状況
 - 障害者等用駐車区画の不適正利用防止の取組
- 障害者等用駐車区画の事例
 - 不適正利用防止の取組
 - 駐車区画確保の取組
 - その他の取組
- パーキング・パーミット制度の運用
 - パーキング・パーミット制度の運用状況
- 海外のパーキング・パーミット制度
 - オーストラリア(ニューサウスウェールズ州) ■ ニュージーランド
 - シンガポール ■ 韓国 ■ 英国 ■ カナダ(オンタリオ州)
 - アメリカ合衆国(ニューヨーク州・カリフォルニア州)
- 全国のパーキング・パーミット制度
 - パーキング・パーミット制度を導入している地方公共団体

■ パーキング・パーミット制度の概要

都道府県における制度の導入状況及び利用対象者の要件について整理

■ 障害者等用駐車区画を取り巻く状況

バリアフリー法に規定される車椅子使用者用駐車施設の設計の考え方や障害者等用駐車区画に関する都道府県の取組・認識について整理

■ 障害者等用駐車区画の事例

標識や看板の設置、障害者等用駐車区画の塗装やシート貼り付け等の不適正利用防止の取組やダブルスペース等の駐車区画確保の取組等の事例を紹介



＜標識の例＞



＜床面を青色に塗装の例＞



＜ダブルスペースのイメージ＞

■ パーキング・パーミット制度の運用

利用証交付手続き件数や年間経費、利用証の不適正利用等への対応等について整理



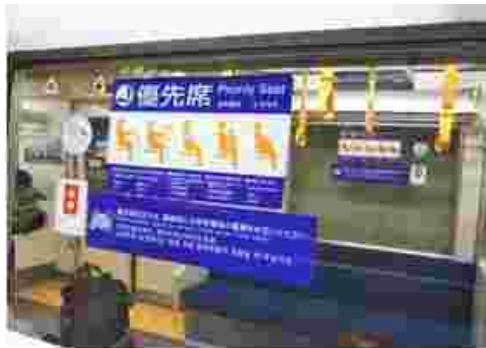
＜利用証(富山県)＞

車椅子使用者用駐車施設等の適正な利用の推進 ～令和2年バリアフリー法改正～

令和2年5月20日公布
令和3年4月1日施行

- 国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務等として、「車両の優先席、車椅子使用者用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用の推進」を追加
- 公共交通事業者等に作成が義務付けられたハード・ソフト取組計画の記載事項に「車両の優先席、車椅子使用者用駐車施設、障害者用トイレ等の適正な利用」等を追加

対象施設の例



(車両等の優先席)



(車椅子使用者用駐車施設)



(障害者用トイレ)

等

施設設置管理者が講ずべき具体的措置

真に必要な方が円滑に利用できるよう、一般利用者に対して、ポスターの掲示、車内放送等での呼びかけ 等

車椅子使用者用駐車施設等の適正利用啓発キャンペーン ～令和3年実施～

キャンペーン概要

- 令和2年5月に成立・公布した改正バリアフリー法では、車椅子使用者用駐車施設を含む、「高齢者障害者等用施設等」の適正な利用について、施設設置管理者等に広報活動及び啓発活動を行う努力義務を新たに課すこととしており、令和3年4月に施行される。

改正バリアフリー法の施行に向けて、**一般利用者向けに車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関するマナー啓発**を行うとともに、**施設管理者向けにパーキング・パーミット制度等の取組を紹介**するキャンペーンを試行的に実施



<ポスター・チラシ表面>



<チラシ裏面>

令和3年の取組予定

■実施期間

通年

※集中掲出期間

令和3年4月1日（木）～
5月9日（日）

■ポスター・チラシ配布枚数

- ・ポスター 約8,200枚
- ・チラシ 約106,000枚

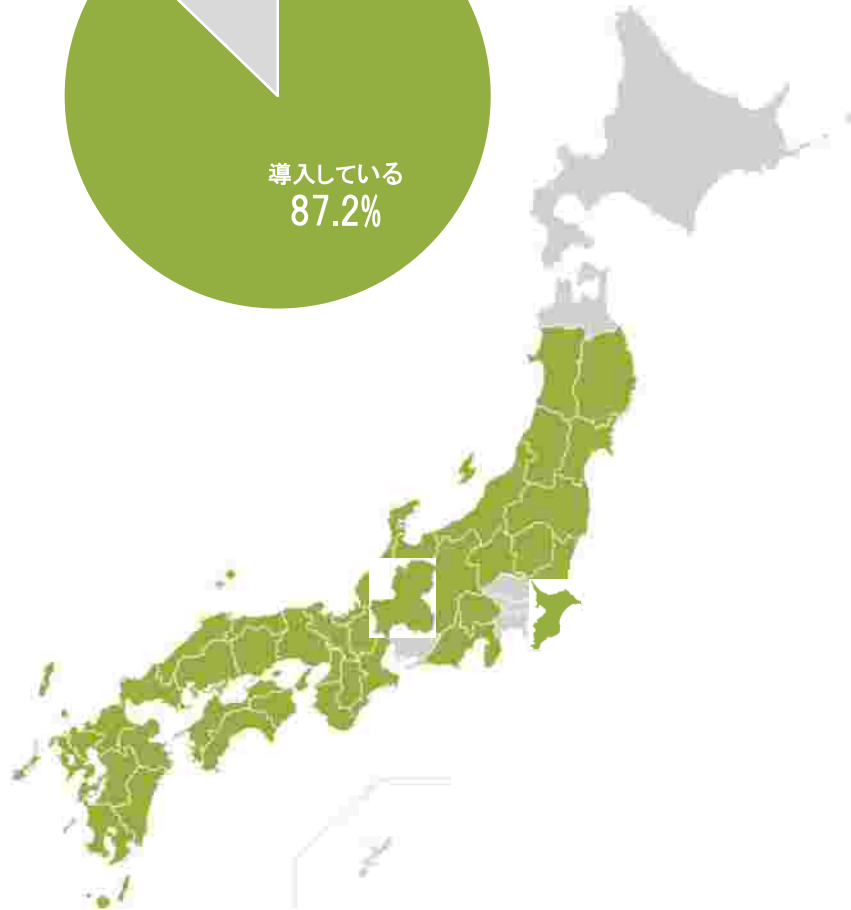
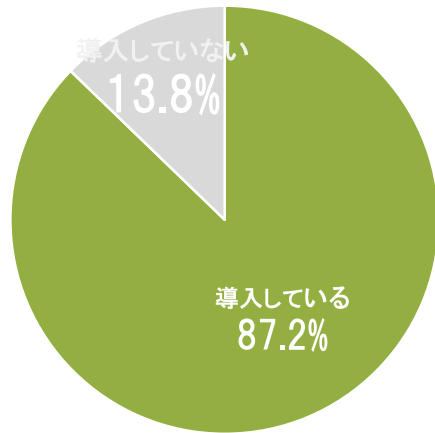
■協力団体、機関等 (約950団体)

- ・ショッピングセンター
- ・百貨店
- ・ビル
- ・道の駅
- ・高速道路会社
- ・地方公共団体 等

■SNSを活用したマナー啓発

- ・国土交通省公式Twitter

パーキング・パーミット制度を導入している地方公共団体(令和3年7月末現在)



図：制度を導入している都道府県

制度導入40府県4市（年度別）

H18	佐賀県				
H19	山形県	福井県	長崎県	熊本県	
H20	栃木県	島根県			
H21	福島県	群馬県	鳥取県	徳島県	川口市
	鹿児島県				
H22	岩手県	岡山県	山口県	愛媛県	
	高知県				
H23	茨城県	新潟県	京都府	広島県	久喜市
	香川県	福岡県	大分県	宮崎県	
H24	静岡県	山梨県	三重県	兵庫県	那覇市
H25	滋賀県	大阪府			
H27	石川県	奈良県	和歌山県		
H28	秋田県	長野県			
H30	宮城県				
R1	岐阜県				
R2	富山県				浦添市
R3	千葉県				

論点1. 車椅子使用者用駐車施設の利用対象者について

現状・課題等

- バリアフリー法に基づき、一定の場合に車椅子使用者用駐車施設の設置が義務付けられているが、幅の広い車椅子使用者用駐車施設に障害のない人が駐車する等により、真に必要な車椅子使用者等が利用できない状況等の課題がある。
- 限られた駐車区画を真に必要な車椅子使用者等が利用できる環境を整備するためには、法にいう「高齢者、障害者等」のうち、車椅子使用者用駐車施設の利用対象者の考え方を明確化する必要。

■ 現行制度上の対象者の考え方

移動等円滑化の促進に関する基本方針(令和2年4月改正)
2 移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」の取組の推進に当たっての関係者の基本的な役割

② 高齢者障害者等用施設等の適正な利用

- ・ 法にいう「高齢者、障害者等」には、高齢者、全ての障害者(身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む。)及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれる。
- ・ 施設の利用者(車椅子使用者その他の障害者等を除く。)は、当該駐車施設又は停車施設の利用について施設設置管理者の承諾を得ている場合を除き、当該駐車施設又は停車施設の利用を控え、又は車椅子使用者その他の障害者に譲る等、適正な配慮をするよう努めなければならない。

■ 車椅子使用者用駐車区画の利用対象者の事例

大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度

- 利用証は「車いす使用者用駐車区画」と「ゆずりあい駐車区画」との2種類を交付
 - 上記「車いす使用者用駐車区画」の交付対象者は
 - ・ 車いすを常時使用する身体障がい者のうち、下肢又は体幹機能障がい1級及び2級、脳原性運動機能障がいによる移動機能障がい1級
 - ・ 車いすを常時使用する要介護者のうち、要介護状態区分が要介護3、4及び5
 - ・ 上記のほか、車いすの常時使用が必要と認められる者
- ※車いす使用者以外の利用対象者は、ゆずりあい駐車区画に駐車できない場合は、車いす使用者用駐車区画に駐車できるものの、施設入口付近の一般用の駐車区画への駐車にも努めるよう注意喚起。

今後の調査方針

- 全国の都道府県等を対象として、車椅子使用者用駐車区画施設の利用対象者の考え方(利用証交付対象者を区分している場合には当該区分の考え方等)について調査
 - パーキング・パーミット制度を運用する府県市を対象として、車椅子使用者用駐車施設の確保状況や利用実態(利用頻度や利用対象者の明確化における課題等)について調査
- ※ 上記のほか、理学療法士等の専門家より利用対象者の明確化に関するご意見をヒアリング 等

論点2. パーキング・パーミット制度の対象者等制度のあり方について

現状・課題等

- パーキング・パーミット制度の対象者は、身体障害者、要介護、要支援、妊産婦や一時的なけが人など多岐に渡り、車椅子使用者用駐車施設以外の駐車区画も含めて必要な方のために駐車区画を確保する制度として運用されている。
- 地域の実状(制度の対象となる駐車区画の確保の状況、公共交通の状況等)を踏まえつつも、全国的にこのような駐車区画を必要とする方にとって必要な区画が確保されるための制度のあり方についての検討が必要。

■全国の府県における制度の対象者（平成30年度時点）

■身体障害者区分

		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		37	37	37	37	—	—
聴覚障害	聴覚障害	—	22	22	—	—	1
	平衡機能障害	—	—	37	—	34	—
音声言語機能障害		—	—	—	—	—	—
肢体不自由	上肢	37	37	5	5	—	—
	下肢	37	37	37	37	35	35
	体幹	37	37	37	—	34	—
脳原性運動機能障害	上肢機能	36	36	2	2	—	—
	移動機能	36	36	36	34	33	33
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、肝臓の障害	心臓機能障害	37	—	37	35	—	—
	腎臓機能障害	37	—	37	35	—	—
	呼吸器機能障害	37	—	37	35	—	—
	膀胱又は直腸機能障害	37	—	37	35	—	—
	小腸機能障害	37	—	37	35	—	—
肝臓機能障害	37	37	37	33	—	—	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		37	37	37	35	—	—

■高齢者

要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1
37	37	37	37	34	5	4

■知的障害

A1	A2	B1	B2	C
37	37	1	1	—

■精神障害

1級	2級	3級
33	1	—

■難病患者

特定疾患医療受給者	特定医療費（指定難病）受給者	小児慢性特定疾患医療受給者	その他
33	31	28	7

■妊産婦

母子手帳取得～	妊娠7カ月～	～産後3カ月	～産後6カ月	～産後1年	～産後1年半	～産後1年半以上
11	26	16	3	11	5	1

■けが人

車椅子・杖使用者等移動配慮者	34
----------------	----

■多様な利用者に対する配慮の事例

ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度

制度の対象とする妊産婦について、多胎児の場合には産後1年6ヶ月まで(単胎児の場合は産後1年まで)

今後の調査方針

- パーキング・パーミット制度を運用する府県市を対象として、**パーキング・パーミット制度の利用対象者の考え方等**(利用対象者ごとの実績及び対象の考え方等)について調査
- 上記とともに、**車椅子使用者用駐車施設以外も含む駐車区画の確保状況や利用実態**(利用頻度や利用対象者の明確化における課題等)について調査

論点3. 駐車区画の確保等について

現状・課題等

- 利用対象者数に見合う駐車区画の不足が課題。
- 本制度に関する啓発活動や魅力向上等の駐車区画確保のために施設設置管理者等の協力を得る取組とあわせて、限られた駐車区画を効率的に利用する対応事例の普及が必要。
- 必要な駐車区画の確保にあたっては、都市の特性(大都市か地方都市か、公共交通の状況等)にも応じた取組のあり方や地域として必要な区画を確保する取組など多様な観点からの方策を検討。

■限られた駐車区画を効率的に利用する先進的取組

取組事例(ハード)

- 車椅子利用者用駐車施設等の空き状況表示を取り入れている事例。
- 駐車区画の入り口の他、最近では、駐車場全体のマップにも空き状況を表示されている事例もある。
- 広い駐車場でも効率的に区画を利用できるよう取組みがなされている。



(商業施設の事例)

取組事例(ソフト)

- 車椅子利用者用駐車施設が、満車の場合や悪天候時など、車の乗降が難しい場合に、施設に連絡することで、職員のサポートが受けられる取組。
- 多くの駐車区画を設けられず、「満車で停められない」との声も多かったが、取組実施により、そのような声が減少している。
- 悪天候時に屋根なし駐車場へ停める場合の利用が特に多い。



駐車SOSコール
屋根付き駐車場の満車時・雨天・悪天候時などで、車からの乗降が困難な方は携帯電話で下記までコールください
すぐにスタッフがお手伝いに伺います
駐車SOSコール(障害者交流センター)



(障害者福祉施設の事例)

今後の調査方針

- 本制度を運用する府縣市等を対象として、施設の用途に応じた駐車区画の確保の現状(駐車区画数やパーキング・パーミット制度導入後の駐車区画数の傾向、施設設置管理者の協力を得るための工夫等)を調査
- 施設設置管理者等を対象として、必要な駐車区画の確保における課題や効率的利用等の対応事例等をヒアリング調査

論点4. 不適正駐車対策等制度の実効性確保について

現状・課題等

- 車椅子利用者用駐車施設等の不適正駐車対策について、駐車施設利用者のマナー向上のための普及啓発の取組とあわせて、制度の実効性確保のための罰則の導入が検討課題。
- 制度の実効性を確保する観点から、制度を運用する府県市や施設設置管理者等がハード・ソフトの不適正駐車対策の取組を実施しており、このような対応事例の普及により制度の実効性確保を図ることも必要。

■ 不適正駐車対策の取組事例(制度導入府県による取組)

佐賀県パーキングパーミット(身障者用駐車場利用証)制度
協力施設との協定書において、
・利用証を表示していない車両が駐車しないよう適切に指導
・利用証を表示していない車両は駐車できない旨の案内表示
・利用状況の把握、適正利用の周知 等について定めている。

鹿児島県身障者用駐車場利用証制度
協力施設の管理者向けに、不適正利用車両への周知・啓発用チラシ
や周知・啓発用アナウンスを作成し、情報提供している。

■ 罰則規定に係る課題(平成29年度検討会とりまとめ)

- ・制度の対象となる施設は協力に基づいており、一定の基準のもと一律に導入されているものではないこと
- ・各地方公共団体において罰則を設けない理由として、実効性を担保できないことが最も多く、仮に罰則を設けたとしても、その対応は困難であること
- ・地方公共団体で条例により利用証の不適正利用等に関して罰則を導入することも考えられるが、マナーづくりを図ることを目的としているため、罰則を課すことは考えていないために罰則を導入しないとしている地方公共団体があるなど、罰則を導入している地方公共団体が無いこと
- ・施設の不適切な利用について罰則を設けることは、他の社会における行為や他法令とのバランスの問題があること

■ 不適正駐車対策の取組事例(施設設置管理者による取組)

- ・対象となる駐車区画の入り口に、機械式のゲートを設置。
- ・ゲートの開閉は車番認証式となっており、事前登録した車両のみが、駐車可能。
- ・開閉装置に設置されているインターホンから当日申請を行うことも可能。
- ・この他にも駐車区画は確保されており、登録車両以外はそちらで駐車可能。



ナンバー認証にて自動でゲートが開き入場できます。

今後の調査方針

- 都道府県等や施設設置管理者が連携して不適正駐車対策を行うためのハード・ソフトの取組について調査するとともに、罰則も含めた有効な不適正駐車対策のあり方について検討

※ 検討にあたっては、上記とともに弁護士等より罰則規定のあり方に関するご意見をヒアリング 等

論点5. その他の課題

都道府県・市町村における実務負担への対応について

- パーキング・パーミット制度の利用対象者が多い等により、利用証の交付等の制度の運用にあたってのコスト等が課題。
- 制度導入にあたり市町村や施設管理者等の関係者と連携した駐車区画の確保や不適正駐車対策の取組が進められているものの、実務負担が課題。

パーキング・パーミット制度の相互利用のより一層の促進について

- 利用対象者の要件や、制度の名称、利用証のデザイン、施設での表示方法が制度を運用する府縣市ごとに異なっており、分かりにくい等の課題。
- 例えば利用証の種類(色)により、駐車可能な駐車区画により分類する事例や利用証の期間によって、分類する事例がある。

利用対象区画の違いによって区分する事例(奈良県)



駐車区画やカラーコーンに利用証と同じマークが掲示されている。

利用証の期間の違いによって区分する事例(佐賀県)



・グリーンの利用証
長期間歩行が困難な方に、5年間の有効期限で発行。有効期限の半年前から更新可能
・オレンジの利用証
一定の期間で歩行が困難な方に、原則1年未満の有効期限で発行。特別な理由がなければ更新不可

(参考)基本構想等バリアフリー法に基づく制度との連携について

- 基本構想においてパーキング・パーミット制度を位置づけ、適正利用の推進等に取り組む例

川口市バリアフリー基本構想

10 心のバリアフリーとその他の取組

(2) 車いす使用者用駐車施設の適正な利用の促進<川口市おもいやり駐車場制度>
(前略)

本市では、平成22年1月から「川口市おもいやり駐車場制度」として、対象となる方へ利用証を発行することにより、車いす使用者用駐車施設の適正な利用を促進する取組を行っています。

また、平成27年1月からは、「パーキングパーミット制度」を導入する自治体間での相互利用が可能となっています。

なお、今後も同制度の普及による意識の向上と協力施設の維持拡大に努めます。

調査1. 車椅子使用者用駐車施設等の実態調査（都道府県等調査）

■ 地方公共団体向けアンケート調査

調査の考え方

車椅子使用者用駐車施設の利用対象者のほか、パーキング・パーミット制度の運用実態や課題等について都道府県等調査により確認

調査内容(案)	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 全国の都道府県 ➤ パーキング・パーミット制度を導入又は導入意向のある市町村
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ アンケート調査 ➤ パーキング・パーミット制度導入済み府県市の要綱等の調査
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>車椅子使用者用駐車施設の利用対象者についての考え方</u> ➤ <u>パーキング・パーミット制度の運用実態</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用証の交付対象者(利用証交付実績等を含む。)と利用対象区画 ・ 区画幅・用途に応じた区画数の確保の状況と当該区画の利用実態 ・ 制度の今後の運用方針 ➤ <u>制度運用上の課題とその対策</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な区画数確保や不適正駐車対策についての具体的取組の有無及び取組内容 ・ 制度創設前や制度創設時点からの適正利用についての改善等の状況 ・ 制度の運用又は導入にあたり支障となっている課題 ・ 全国的な制度とすることについての考え方(制度の運用を統一すべき事項等)

調査2. 適正利用のための事例調査（施設設置管理者等調査）

■施設設置管理者等向けヒアリング調査

調査の考え方

必要な区画数の確保や不適正駐車対策等といった制度上の課題に対応した各施設設置管理者等のハード・ソフトの先進的な取組をヒアリング調査により確認

調査内容(案)	
対象者	以下の施設の施設設置管理者等 ➤ 官公庁・公共施設(都道府県等調査により事例の有無を確認) ➤ 商業施設 ➤ 医療・福祉施設 ➤ 旅客施設
調査方法	➤ ヒアリング調査(事例収集)
主な調査項目	➤ <u>実施している車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関する広報啓発の取組</u> ➤ <u>区画確保等の取組(空き状況表示等)</u> ➤ <u>不適正駐車に対するハード・ソフト両面における具体的対策</u> ➤ <u>個別の先進事例(例えば、デジタルトランスフォーメーションやICT等を活用した先進的な検討例)</u>

調査3. その他の調査

■制度のあり方についての有識者ヒアリング

調査の考え方

車椅子利用者用駐車施設の利用対象者の範囲や不適正利用に対する罰則導入等について専門的見地からのご意見をヒアリング調査。

調査内容(案)

ヒアリングの観点	<ul style="list-style-type: none">➤ 理学療法士等の専門家(車椅子利用者用駐車施設の利用対象者の範囲の観点)➤ 弁護士(適正利用のための罰則導入の検討の観点) ※上記のほか、各論点について、専門的見地からのヒアリング対象を検討
----------	---

■利用状況調査

調査の考え方

国土交通省モニターアンケートを活用して、車椅子利用者用駐車施設等について調査。
※あわせて、引き続き、適正利用の推進に向けた国民向けキャンペーンを実施。

調査内容(案)

対象者	<ul style="list-style-type: none">➤ 国土交通行政インターネットモニター制度登録者(対象者:1,000人)
調査項目	<ul style="list-style-type: none">➤ 回答者の属性➤ 車椅子利用者用駐車施設の認知度➤ 車椅子利用者用駐車施設への駐車実績の有無及び利用した理由➤ 適正利用のための各種の取組の必要性

第2回 車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討会

日時:令和3年 11 月 18 日(木)15:00～16:30

場所:オンライン会議(事務局:中央合同庁舎3号館3階総合政策局会議室)

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

- 1)障害当事者向け車椅子使用者用駐車施設等のニーズ調査結果について
- 2)適正利用の推進(ソフト)に関する実態調査結果について
- 3)車椅子使用者用駐車施設(ハード)に関する実態調査結果について
- 4)今後の検討の進め方について
- 5)意見交換

3. 閉 会

<資料>

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 資料1 | 委員名簿 |
| 資料2 | 障害当事者向け車椅子使用者用駐車施設等のニーズ調査結果について |
| 資料3 | 適正利用の推進(ソフト)に関する実態調査結果について |
| 資料4 | 車椅子使用者用駐車施設(ハード)に関する実態調査結果について |
| 資料5 | 第1回検討会のご意見と対応の方向性について |
| 資料6 | 佐藤委員ご提供資料 |
| 資料7 | 半谷委員ご提供資料 |
| 資料8 | 意見記入様式 |
| 参考資料1 | 第1回車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討会 議事概要 |
| 参考資料2 | 車椅子使用者用駐車施設等の適正利用パンフレット(令和3年度版) |

検討会委員名簿

委員長 高橋 儀平 東洋大学 名誉教授
 委員 秋山 哲男 中央大学研究開発機構 教授
 大沢 昌玄 日本大学理工学部土木工学科 教授

(障害者団体)

今野 英樹 社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会
 半谷 克弘 公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会 理事
 佐藤 聡 特定非営利活動法人 DPI 日本会議 事務局長

(事業者団体等)

村上 哲也 一般社団法人 日本ショッピングセンター協会 参与
 吉田 稔 日本チェーンストア協会
 廣田 正幸 一般社団法人 不動産協会
 村上 弘 一般社団法人 日本ビルディング協会連合会 政策委員
 善本 信之 一般社団法人 全日本駐車協会 専務理事
 岡部 達郎 公益社団法人 立体駐車工業会 事務局長
 亀村 幸泰 一般社団法人 日本自走式駐車場工業会 専務理事
 清家 政彦 一般社団法人 日本パーキングビジネス協会 副理事長

(地方公共団体等)

田中 誠人 東京都福祉保健局生活福祉部 福祉のまちづくり担当課長
 野田 英雄 佐賀県健康福祉部福祉課 課長
 野中 亮佑 日本建築行政会議バリアフリー分科会
 (神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課建築指導グループ 主査)

(オブザーバー)

厚生労働省社会・援護局
 経済産業省商務情報政策局
 国土交通省大臣官房官庁営繕部
 国土交通省航空局
 国土技術政策総合研究所

(事務局)

国土交通省総合政策局バリアフリー政策課
 国土交通省都市局街路交通施設課
 国土交通省都市局公園緑地・景観課
 国土交通省道路局環境安全・防災課
 国土交通省住宅局参事官(建築企画担当)付
 株式会社サンビーム

障害当事者向け車椅子使用者用駐車施設等の ニーズ調査結果について

障害当事者(車椅子使用者等)の利用ニーズと対応の方向性

【自ら運転する車椅子常用者からの代表的なご意見】
 ○乗降時にドアを全開とし移乗するために車椅子使用者用駐車施設を利用、利用できない場合はやむを得ず通路等に隣接する区画を利用(安全上の課題)するか近隣の区画を利用する等の対応
 ○屋根の設置や傾斜等、出入口までの経路の安全性(ハード)、駐車場の支障となるコーン等の設置、駐車施設のバリアフリー情報の提供(ソフト)等について利用上の支障

【介助者が運転する車椅子常用者からの代表的なご意見】
 ○乗降時にドアを全開とし移乗するために車椅子使用者用駐車施設を利用、利用できない場合はやむを得ず施設の出入口付近等の安全な場所で乗降した上で介助者が一般区画へ駐車する等の対応
 ○屋根の設置や出入口までの経路の安全性、後方の乗降スペース等について利用上の支障

【さまざまな利用対象者からのご意見】
 ○車椅子常用者以外にも歩行困難な場合に施設の出入口の付近等に駐車施設を確保するニーズ
 ○屋根や安全な乗降場所等の車椅子使用者と同様の利用上の支障
 ○介助付きで乗降する場合に、幅が必要となる以外に、後方の植栽・ポール・壁や車止め等が乗降の支障となることから、乗降を安全に行うことのできるスペースの確保が必要。
 ○特に地方部では、心のバリアフリーに対する理解やパーキング・パーミット制度の認知等に課題。

【その他の主なご意見】
 ○府県等のパーキング・パーミット制度による利用環境の改善を評価しつつ、車椅子使用者用駐車施設以外の区画確保や制度の実効性確保が必要。
 ○利用対象者の明確化等による車椅子使用者用駐車施設の適正利用の推進が必要。

車椅子使用者用駐車施設の適正利用の推進(ソフト)

- 常時車椅子使用者をはじめとする乗降に幅の広い区画を必要とする利用対象者を明確化
- 全国的な制度の運用を含む実効性あるパーキング・パーミット制度のあり方について整理
- 利用者の支障とならないようなソフト・ハードの実効性ある不適正駐車対策の取組について整理
- ダブルスペース方式を含む多様な区画の確保や案内表示等による効率的・効果的な利用について整理
- 適正利用の広報啓発や心のバリアフリーの推進 等

車椅子使用者用駐車施設のハードでの対応

- 区画後方のスペースを含む安全な乗降場所や出入口等までの安全な経路の確保等の駐車施設の利用上の支障への対応
- 屋根の設置等の乗降時の支障への対応 等

【現行のガイドラインの位置づけ(建築設計標準の場合)】

- ・ 安全な乗降場所
安全に乗降できるよう、車椅子使用者用駐車施設の他に、建築物の出入口付近に車寄せを設けることが望ましい。
奥行については施設用途に応じて、小型車から車椅子用リフト付福祉車両、バス仕様の奥行きについて検討することが望ましい。
- ・ 安全な経路
車椅子使用者用駐車施設に、車路を横断しないでいくことができるようにする等、安全の確保について工夫することが望ましい。
- ・ 屋根の設置
雨天時の乗降に困難が生じないように、車椅子使用者の乗降に必要なスペースは屋内に設ける、又は屋外の駐車施設に屋根若しくは庇を設けることが望ましい。

適正利用の推進(ソフト)に関する 実態調査結果について

論点1. 車椅子利用者用駐車施設の利用対象者について

調査結果のポイント

- ・ 都道府県等において、障害等級等に応じた利用区分の明示や幅広の区画の利用について車椅子利用者等への適正な配慮を位置づける事例。(p.3参照)
- ・ 車椅子利用者用駐車施設の利用対象者については、車椅子利用者が運転するか介助者等の運転に同乗するか、さまざまな利用状況等も総合的に勘案しつつ定めることが必要。(p.16参照)
- ・ 駐車区画の確保や当事者の移動手段など地域の実状に応じた定めを可能とすることが必要。(p.9、p.16参照)

論点2. パーキング・パーミット制度の対象者等制度のあり方について

調査結果のポイント

- ・ パーキング・パーミット制度の制度や利用実態等を整理。(p.4～7参照)
- ・ 制度導入府県市の約8割でダブルスペースによる駐車区画の確保を制度化しているものの、駐車区画の確保が制度上の課題。(p.6～7参照)
- ・ 利用対象者等の全国統一的な考え方を示すべきという意見の一方で、全国的な制度統一は不要又は時期尚早との意見。(p.9参照)
- ・ 利用証交付対象者のほか、制度趣旨の統一や相互利用等の課題への対応が必要。(p.9、p.18参照)

論点3. 駐車区画の確保等について

調査結果のポイント

- ・ 車椅子利用者用駐車施設への利用集中への対応として幅3.5m未満の区画の確保が進められているものの、区画数の不足が制度の課題。(p.7参照)
- ・ 施設設置管理者等において、設備の導入、人的支援や情報提供等のハード・ソフトにより区画を効率的に利用するための取組事例。(p.14～15参照)

論点4. 不適正駐車対策等制度の実効性確保について

調査結果の ポイント

- ・ 不適正駐車対策がPP制度等の最大の課題であることを踏まえ、都道府県において広報啓発活動等の取組。(p.8参照)
- ・ 施設設置管理者等においては、ソフトの対策として警備員の巡回やポスターによる広報啓発等、ハードの対策としてゲートや鉄柵の設置等の対策を講じている。(p.12~13参照)
- ・ 不適正駐車に対する罰則等の不利益処分については、制度を運用する都道府県等において一定の抑止効果を期待する意見がある一方、制度化にあたっては適正利用の必要性についての理解、管理体制の確保など対策の実効性、不適正駐車に該当する行為の明確化などさまざまな課題。(p.8、p.17参照)

論点5. その他の課題

調査結果の ポイント

- ・ パーキング・パーミット制度の運用に係る行政・施設管理者等の事務負担の軽減等のさまざまな取組の必要性。(p.10参照)
- ・ 海外のパーキング・パーミット制度との連携等についての必要性。(p.18参照)

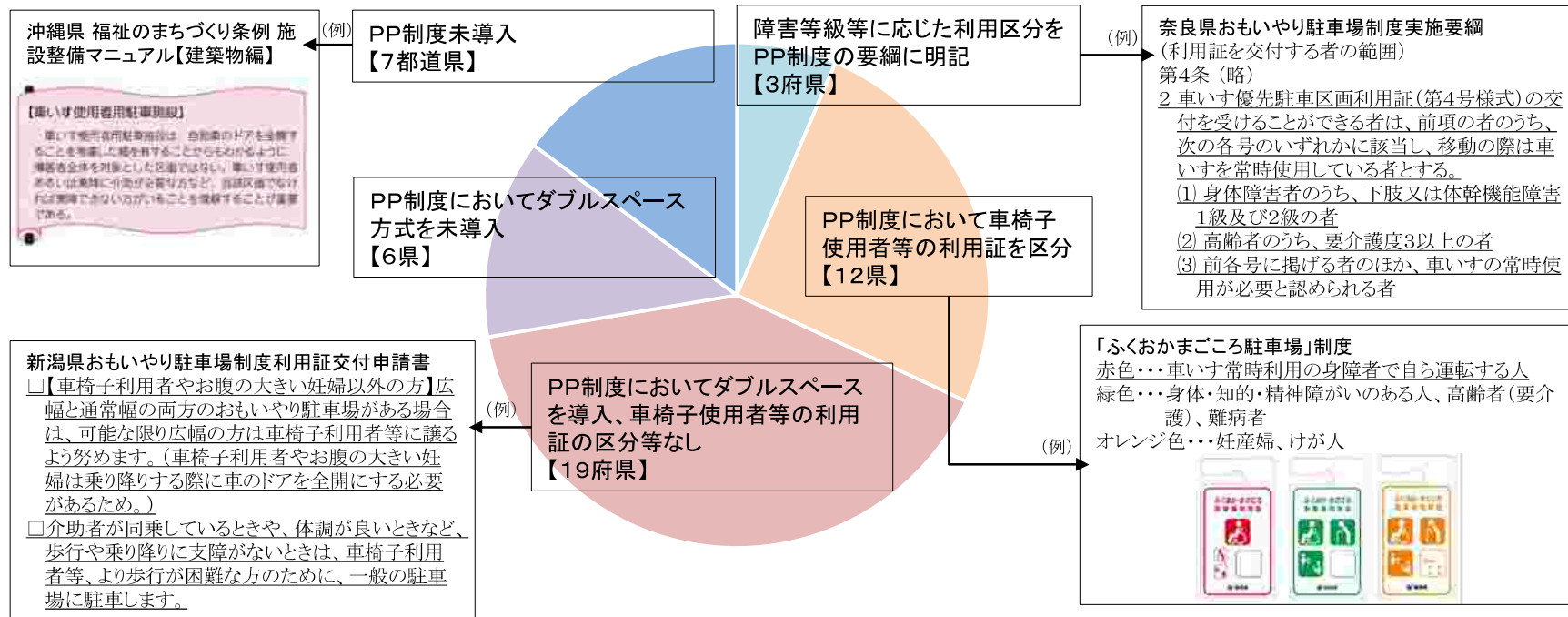
① 都道府県等による制度の運用状況

- 車椅子利用者用駐車施設の利用対象者について、パーキング・パーミット制度において障害等級等に応じた利用区分を明記する例や利用証の交付にあたり適正な配慮等を求める例がある。
- パーキング・パーミット制度未導入都道府県においてもマニュアル等により考え方を記載する例がある。

● 車椅子利用者用駐車施設の利用対象者等について

- PP制度において、以下のとおり車椅子利用者用駐車施設の対象者を定める事例がある。
 - ・車椅子利用者用駐車施設の主な利用対象者を障害等級等に応じて明記
 - ・車椅子利用者等について利用証を区分して交付
 - ・利用対象者の区分はないものの利用証交付申請書等において適正な配慮等について記載
- また、PP制度未導入都道府県においても、マニュアル等により車椅子利用者用駐車施設の利用対象者の考え方を記載する事例がある。

● 都道府県における制度等の現状



※各府県のPP制度要綱及び実態調査回答等より国土交通省集計

① 都道府県等による制度の運用状況

- パーキング・パーミット制度の利用証交付対象者の範囲は妊産婦を中心に拡大傾向。
- 利用証交付対象者数は高齢者が多い一方で、発行実績としては身体障害者等が多く利用。

● 府県のPP制度の利用証交付対象者について

- PP制度を導入する府県の増加とともに、妊産婦を中心に対象範囲が拡大している傾向

身体障害者区分						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	40(37)	40(37)	40(37)	40(37)	-	-
聴覚障害	聴覚障害	-	25(22)	25(22)	-	0(1)
	平衡機能障害	-	-	40(37)	-	38(34)
音声言語機能障害	-	-	-	-	-	-
肢体不自由	上肢	40(37)	40(37)	6(5)	6(5)	-
	下肢	40(37)	40(37)	40(37)	40(37)	38(35)
	体幹	40(37)	40(37)	40(37)	-	37(34)
脳原性運動機能障害	上肢機能	40(36)	40(36)	3(2)	3(2)	-
	移動機能	40(36)	40(36)	40(36)	38(34)	38(33)
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、肝臓の障害	心臓機能障害	40(37)	-	40(37)	38(35)	-
	腎臓機能障害	40(37)	-	40(37)	38(35)	-
	呼吸器機能障害	40(37)	-	40(37)	38(35)	-
	膀胱又は直腸機能障害	40(37)	-	40(37)	38(35)	-
	小腸機能障害	40(37)	-	40(37)	38(35)	-
	肝臓機能障害	40(37)	40(37)	40(37)	36(33)	-
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	40(37)	40(37)	40(37)	38(35)	-
高齢者						
要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1
40(37)	40(37)	40(37)	40(37)	37(34)	4(5)	4
知的障害者						
A1	A2	B1	B2	C		
40(37)	40(37)	1	1	-		
精神障害						
1級	2級	3級				
36(33)	4(1)	-				
難病患者						
特定疾患医療受給者	特定医療費(指定難病)受給者	小児慢性特定疾患医療受給者	その他			
30(33)	33(31)	28	3(7)			
妊産婦						
母子手帳取得～	妊娠7カ月～	～産後3カ月	～産後6カ月	～産後1年	～産後1年半	～産後1年半以上
15(11)	39(26)	40(16)	27(3)	24(11)	7(5)	3(1)
けが人						
車椅子・杖使用者等移動配慮者						
38(34)						

赤字：H30時点より5府県以上増加
 青字：H30時点より減少

()内はH30時点の値

※都道府県のみ対象

➢ 利用証の交付の状況

対象者数が多い区分

- 高齢者 66.5万人(対象者の約42%)
- 身体障害者 65.6万人(対象者の約41%)

発行が多い傾向にある区分

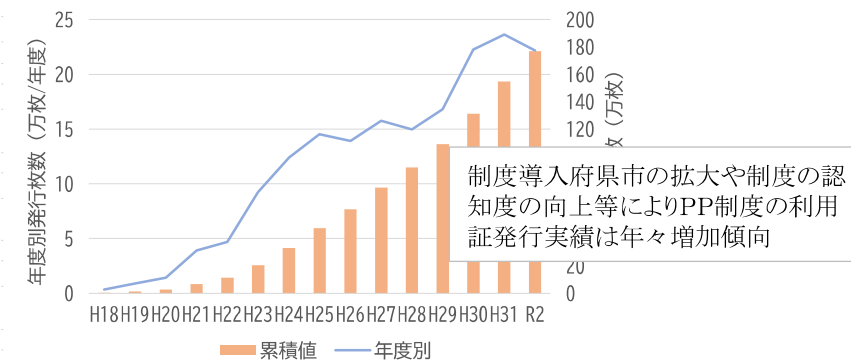
- 身体障害者 利用証発行済みのうち約61%
対象者の約41%※1
- 妊産婦 利用証発行済みのうち約23%

発行が少ない傾向にある区分

- 精神障害 利用証発行済みのうち約0.8%
- けが等 利用証発行済みのうち約2.1%
- 高齢者 対象者の約6% ※1

※1 対象者、発行枚数とも把握している15県市の値

➢ 【参考】利用証発行実績(年度別・累計)※2



※2 年次別発行枚数を把握していない県を除く

① 都道府県等による制度の運用状況

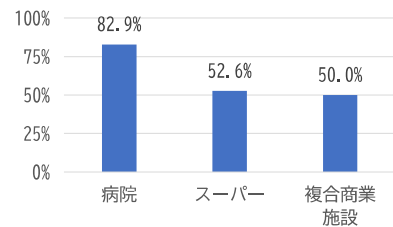
- 神奈川県では利用実態の把握及びパーキング・パーミット制度の効果検証を目的とする調査を実施。
- 一部府県ではパーキング・パーミット制度の運用実態等についての調査を実施。

● 利用実態調査等の実施状況

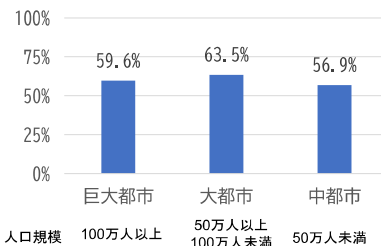
● 神奈川県：車いす使用者用駐車区画の適正利用に関する実態調査結果報告書（平成25年7月）

- ・ 施設類型別では、スーパーとSCは50%前後であったのに対し、病院の稼働率は82.9%と比較的高い結果となった。
- ・ 都市規模別では、いずれも60%前後で大きな差は見られなかった。

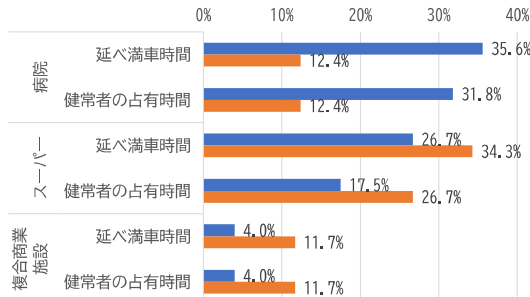
○ 施設類型別



○ 都市規模別



- ・ 本県では、病院における延べ満車時間が比較的長く、SCにおける延べ満車時間が比較的短かった。
- ・ 延べ満車時間に占める健常者の占有時間の割合については、SCでは同じであったが、それ以外の施設類型では、本県が下回っていた



※1日の調査時間
神奈川県: 480時間
自治体A/B : 420時間

■ 神奈川県 (PP制度未実施) ■ 自治体A/自治体B (PP制度実施)

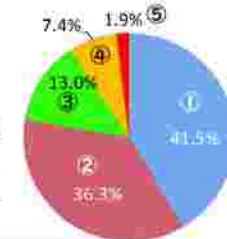
● 佐賀県：平成25年利用者アンケート結果

- ・ PP制度導入によって約8割の人が止めやすくなったとする一方で、8割近くの人が不適正利用により駐車できないことがあると回答。



制度開始以前と比べて、身障者用駐車場の利用について

- ① かなりとめやすくなった 237人
- ② 少しとめやすくなった 207人
- ③ 変わらない 74人
- ④ 少しとめにくくなった 42人
- ⑤ かなりとめにくくなった 11人



約8割が止めやすくなったと回答



パーキングパーミット制度対象スペースに停められない原因は何ですか。

- ① 利用証の掲示のない車の駐車が多い 156人
- ② 駐車スペースが少ない 41人
- ③ パーキングパーミット制度に協力している協力施設が少ない 6人
- ④ わからない 2人



停められない原因の約8割が不適正駐車

① 都道府県等による制度の運用状況

- パーキング・パーミット制度の導入効果としては不適正利用の減少とともに、公的な利用証交付による対象者の明確化など利用対象者の利用環境の改善がある。
- 不適正利用や駐車区画の不足のほか、車椅子使用者用駐車施設への利用集中の問題、制度の認知度等について制度導入後も依然としてパーキング・パーミット制度の課題となっている。

● パーキング・パーミット制度の導入効果

- (1) 不適正利用の減少【11府県市】
 - ・ 対象区画、対象者の明確化による
- (2) 利用者区分・基準の明確化【6府県市】
 - ・ 市販の車椅子マーク等と違い行政が一定の条件を確認しているため県民の理解が得やすい
- (3) 対象区画の利用環境改善【4府県市】
 - ・ とくに内部障害など外見的には判断がつかず、これまで優先区画等の利用を避けていた人なども使いやすくなった

● パーキング・パーミット制度に残る課題

- (1) 区画の不適正利用・適正な制度運営【27府県市】
 - ・ 健常者による不適正利用の他、対象者の利用証不携帯や期限切れ利用証の使用等が発生
- (2) 対象区画数の不足【10府県市】
 - ・ 利用対象者や利用証発行枚数に対し、対象区画が不足
- (3) 制度内容等に関する認知度【5府県市】
 - ・ 利用証を許可証と誤認する利用者がある
 - ・ PP制度対象駐車施設と附置義務駐車場の違いが施設管理者等に理解されない
- (4) 対象者増加による利用集中【4府県市】
 - ・ 車椅子使用者以外でも3.5m幅区画の利用が可能になったことなどにより、車椅子使用者の当該区画利用機会が減少

● 課題解消に向けた取組

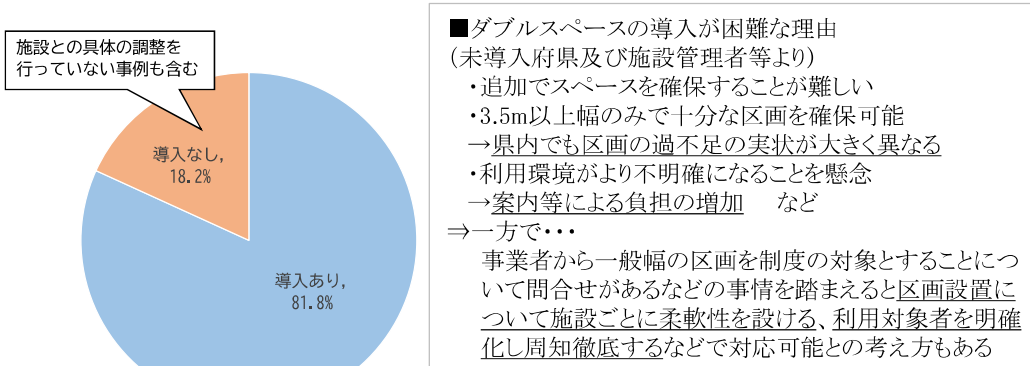
- (1) 不適正利用への対応【17府県市】
 - [区画の不適正利用への対応例]
 - ・ 定期的な啓発キャンペーンの実施など、引き続き意識啓発に努める
 - ・ チラシ配布やSNSの活用等による認知度向上に向けた広報
 - [利用証の不適正利用への対応例]
 - ・ 有効期間1年未満の利用証をプラスチック製から紙製にし、耐久性を低下させる
- (4) 利用集中への対応【4府県市】
 - ・ 登録施設への区画増設を依頼
 - ・ 未登録施設管理者への協力要請

① 都道府県等による制度の運用状況

○ パーキング・パーミット制度を導入する約8割の都道府県等では、官公庁・公共施設や商業施設・医療福祉施設を中心として車椅子使用者用駐車施設以外の区画の確保の取組。

● 車椅子使用者用駐車施設以外の駐車区画の確保について

➤ PP制度を導入する府県市の制度の約8割で幅3.5m未満の区画を対象としたいわゆるダブルスペースを制度化



施設区分	施設数	駐車区画数			
		幅3.5m以上	幅3.5m未満	幅不明	合計
官公庁・公共施設	15,297	18,845	6,583	5,588	31,016
医療・福祉施設	3,373	4,950	1,806	1,437	8,193
大型スーパーマーケット・ホームセンター等	3,861	8,294	2,055	2,434	12,783
観光・宿泊施設	729	874	357	341	1,572
スポーツ施設・公園	1,344	2,883	1,149	257	4,289
銀行・郵便局	2,092	1,406	421	364	2,191
その他商業施設等	1,982	2,853	1,060	865	4,778
コンビニエンスストア・ドラッグストア	2,162	1,248	435	494	2,177
駅・空港・道の駅	359	778	228	62	1,068
駐車場	294	746	256	50	1,052
飲食店	191	194	46	26	266
その他	4,813	9,580	2,129	538	12,247
合計	36,497	52,651	16,525	12,456	81,632

※施設数、駐車区画数の両方を把握している37府県市を対象に集計

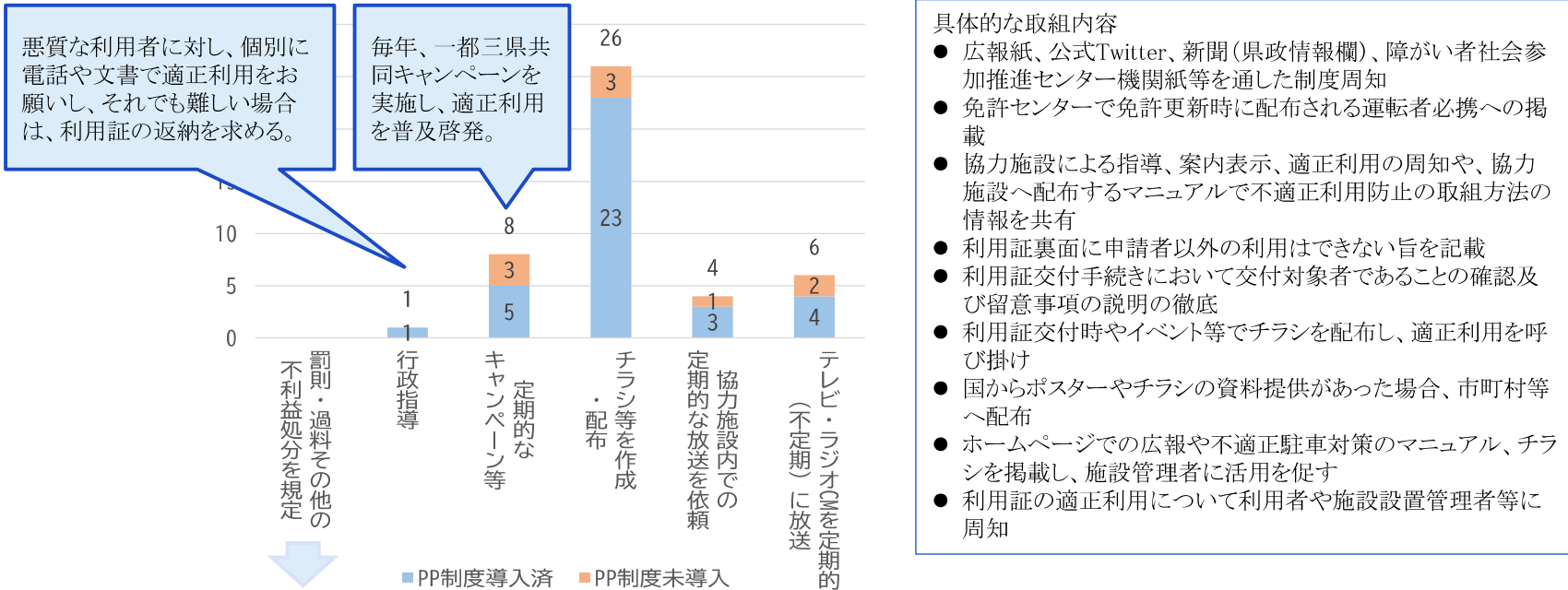
➤ 駐車区画の確保に関する具体的取組

対象施設	取組内容
全般的な取組	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設に対し個別に文書等で協力を依頼 チラシ配布
官公庁・公共施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理者(国・都道府県・市町村)担当者へ協力要請 ポスター掲示
民間施設全般	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県のHP、メルマガ、ラジオ等、都道府県事業を利用した普及啓発 施設新設時の協力依頼
医療・福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県医師会を通じての協力要請
商業施設	<ul style="list-style-type: none"> 大店立地法に基づく新設届出等に際して、PP制度への協力要請 業界団体等を通じての協力要請
観光・宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理者への個別の働きかけ
銀行・郵便局	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関を訪問し制度について説明、依頼文書による要請 郵便局における制度周知ポスターの掲示要請
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> 他府県においてPP制度に協力している(自府県内に店舗を有する)企業への協力要請

① 都道府県等による制度の運用状況

- 都道府県等では車椅子使用者用駐車施設の適正利用等について広報啓発活動の取組が主。
- 罰則等については不適正利用に対する一定の抑止効果を期待する意見がある一方で、実効性の確保や制度の認知度等の観点から否定的な意見が多い。

● 都道府県等における不適正駐車対策等に関する取組状況等



罰則・過料その他の不利益処分を科すことについて

肯定的意見の例

- ・ 全国統一の基準の下、罰則・過料その他の不利益処分が導入されれば、不適正利用の防止に一定の効果があると考える。

慎重意見の例

- ・ 不適正利用に対し罰則や過料などを設けることにより、不適正利用の抑制が可能となるが、不適正利用の取締体制・監視体制づくりや罰則を科す不適正利用の判断基準など検討すべき課題がある。
- ・ 本制度の周知が足りていない部分があるため、罰則・過料その他不利益処分を導入するには早いと考える。

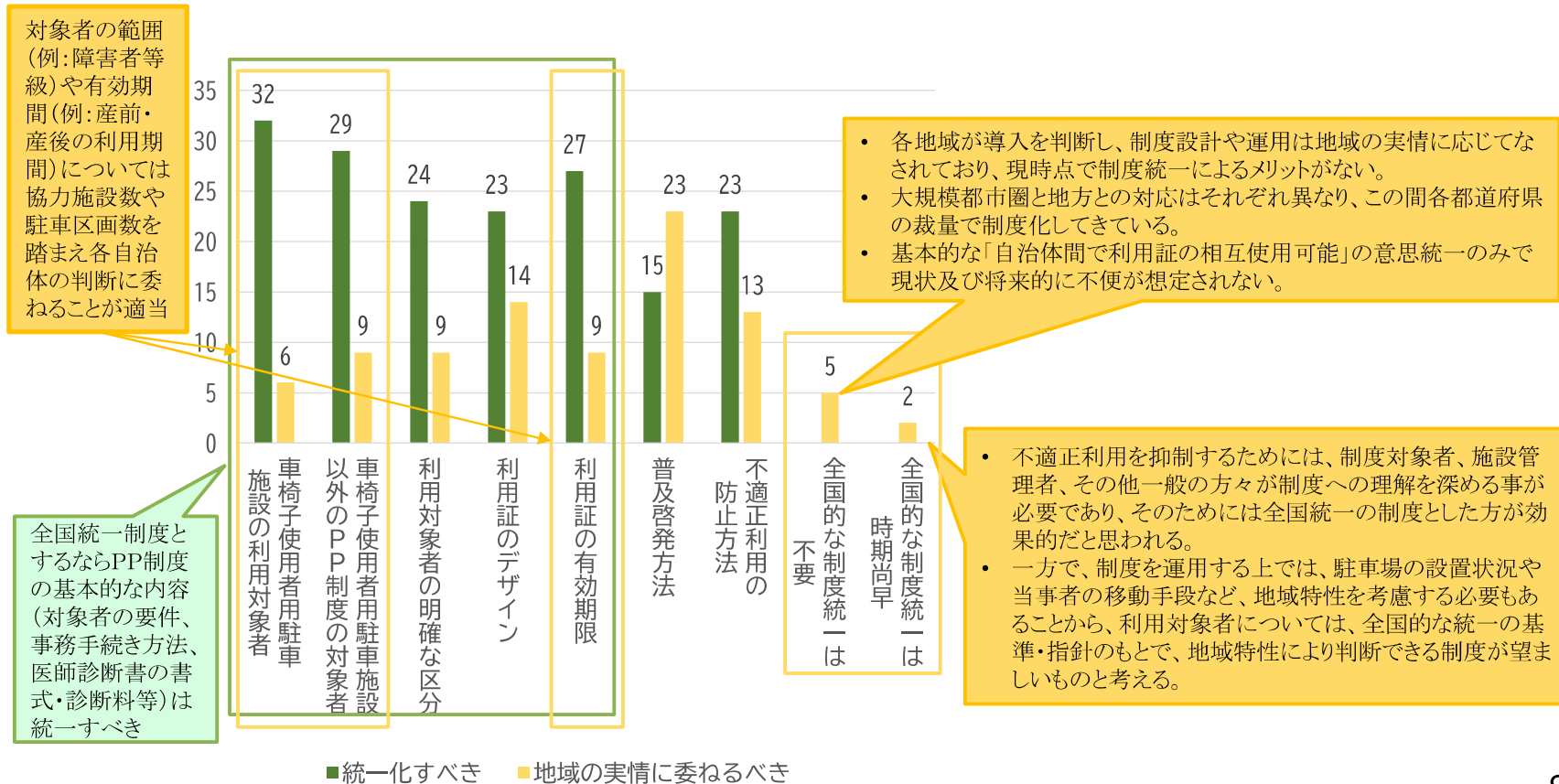
否定的意見の例

- ・ 例えば一時的なだけの方や、これから利用証を取得する方も想定される。利用証がなくても駐車する場合があるため、罰則・過料その他の不利益処分の導入は適切ではない。
- ・ 不利益処分を導入するためには、制度の利用対象者すべてに利用証を交付することや、対象から外れた際に速やかに利用証を返却していただく必要が考えられ、手続き等の負担も考慮すると多くの課題がある。（後略）
- ・ 制度を知らずに駐車している場合もあり、制度の認知度向上を図ることを優先とする。罰則等を設けた場合に取締方法や協力施設イメージの影響等、課題が残る。8

① 都道府県等による制度の運用状況

- 車椅子利用者用駐車施設やパーキング・パーミット制度の対象者等について全国統一的な考え方を整理すべきとの意見が多い一方で、対象者等について地域の判断に委ねるべきとの意見もある。
- 駐車区画の確保状況や当事者の移動手段等の地域特性により判断するなど地域の実状も反映した制度であるべきとの意見のほか、全国的な制度統一は不要又は時期尚早であるとの意見もある。

● 全国的に制度を統一すべき内容／地域の実状に委ねるべき内容についての意見

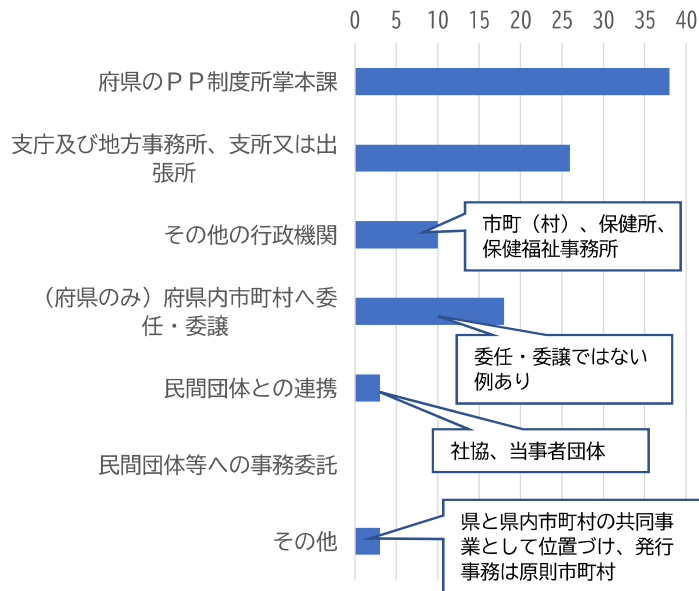


① 都道府県等による制度の運用状況

○ 行政や施設管理者の事務負担の軽減等の観点から都道府県等における制度上の工夫がある。

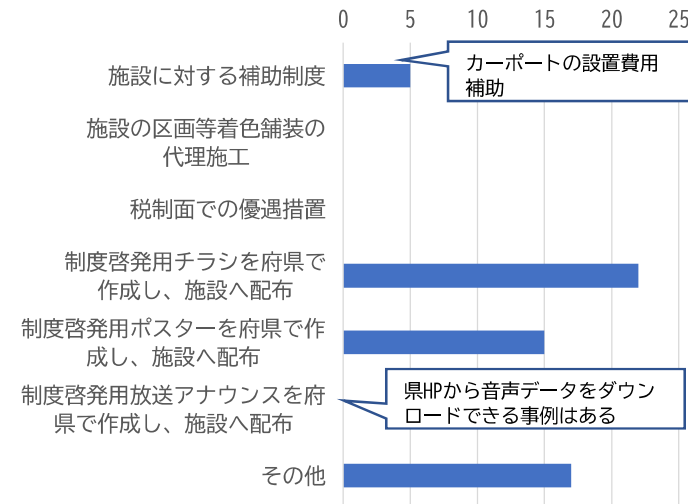
● 事務手続きの実施機関

- 府県の所掌本課での実施が最も多いが、市町村や多様な機関等と事務手続を連携する例がある。
- 市町村で事務手続を実施する場合について、全ての市町村へ委任等する例、協定を締結した市町村で実施する例等多様な協力体制のあり方がある。
- 民間団体等へ委託する例はないものの、社会福祉協議会や当事者団体と連携する例もある。
- 府県と府県内市町村との共同事業として実施し、例えば利用証の発行を原則市町村の事務とする例もある。



● 施設管理者の負担軽減に向けた取組み

- ポスター、チラシの作成・配布を市町村が実施する例が多い。
- 施設に対する補助制度を設ける例もある。
- その他、区画表示やステッカー等の案内表示、コーンやコーンカバー等、駐車場周辺に掲示する表示等を施設管理者等に提供するなど多様な負担軽減の取組例がある。



● PP制度に対するその他意見

- PP制度の推進には、制度により課題解決が図られるのかという観点から事務負担や費用対効果も含めた検討が必要
- 「車椅子使用者用駐車施設」=「PP制度」と一般的に認知されている部分がある。PP制度を全国統一にするなら車椅子使用者用駐車施設との統一も必要

②施設設置管理者等による取組事例

- 商業施設、公共交通施設、医療・福祉施設、高速道路(休憩施設)(21施設)を対象として、ソフト・ハードの不適正駐車対策、効率的な駐車区画の利用の取組事例について調査。
- 不適正駐車対策として、ソフトの対策として警備員の巡回やポスターによる広報啓発等の取組事例、ハードの対策としてゲートや鉄柵の設置等の取組事例がある。
- 駐車区画の効率的な利用として、空き状況表示等の取組事例がある。
- その他、適正利用の推進の観点から、SNSの利用による広報啓発等の取組事例がある。

	取組内容例	具体事例
不適正駐車対策 (ソフト)	<ul style="list-style-type: none"> ○車室用のカメラを設置し、利用状況を管理する取組 ○不適正駐車車両に対する注意喚起 	空港施設 商業施設等
不適正駐車対策 (ハード)	<ul style="list-style-type: none"> ○車両感知式アナウンス機器の設置し、注意喚起を促す取組 ○優先駐車場を別区画とし、ゲートを設置し、不適正駐車を防止する取組 ○車室入り口にガードパイプを設置し、不適正駐車を防止する取組 	商業施設等 イオンモール(商業施設) 空港施設
駐車区画の効率的な利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ○当該駐車区画が満車時に他区画へ誘導する取組 ○駐車場入り口での満空状況表示 ○誘導灯による空き車室への誘導 	商業施設等 イオンモール(商業施設) サンシャインシティ(商業施設)
その他適正利用の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○SNSを活用した広報啓発活動 ○予約車両専用駐車場の設置 ○車椅子用駐車区画と別で優先区画を設置 	NEXCO東日本(休憩施設) 空港施設 サンシャインシティ(商業施設)

※ 今後、障害当事者より利用しやすいとのご意見のあった施設での取組事例等についてさらなる事例収集等を予定

②施設設置管理者等による取組事例(ソフの不適正駐車対策) 国土交通省

【不適正駐車対策に関するソフの取組事例】

- 車室用のカメラや警備員の巡回等による注意喚起により不適正駐車を防止する取組事例。
- 障壁等を設けず、施設の実状を踏まえ、必要な不適正駐車対策を講じることで、車椅子使用者用駐車施設の円滑な利用環境を確保と両立した、不適正利用防止の効果が期待される。

■車室用のカメラを設置し、利用状況を管理する取組

取組概要

駐車場内にカメラを設置し、駐車場の利用状況を常時管理する取組。車椅子使用者用駐車施設を含む駐車場全体の状況を管理棟から把握できる。

効果

駐車時に不適正利用を確認できるため、その場で係員により他の一般区画へ誘導するなど迅速な対応が可能。

また、必要に応じてコーンの撤去を行うなど、車椅子使用者用駐車施設の円滑な利用にも適切に対応。



■警備員巡回による不適正駐車車両に対する注意喚起

取組概要

警備員の巡回により、パーキングパーミット制度の利用証や車いすマーク等の掲示をしていない車両に対し、注意喚起や館内アナウンスにより、車両の移動を求める取組。

車椅子マーク等を付けた車両が来館した際に、チケット発券ゲートで係員が確認し、駐車場内の係員に無線で連絡するとともに、当該駐車区画の利用意向を確認し、その区画まで案内する施設やカラーコーンの設置、インターホンとの連携などその他の取組と組み合わせて実施されていることが多い。

効果

不適正利用に対する注意喚起、満車時における空き区画への誘導など利用状況に応じた対応が可能。警備員や管理室への円滑な連絡手段の確保等が必要となる。

■不適正利用の可能性のある車両へチラシを挟み注意喚起

取組概要

利用証等の掲出がない車両を発見した場合に、車椅子使用者等のための区画である旨を記載したチラシを、ワイパーに挟み注意喚起する取組。

効果

悪意のない不適正駐車に対し、注意喚起をすることで、今後の不適正利用を減らす効果が期待できる。



■利用者対象者に対し、フロントガラス掲示用に独自の利用証を交付

取組概要

車椅子使用者用駐車施設を利用する方に施設独自の利用証を交付することで不適正利用の判別を容易にし、適正利用を推進する取組。

効果

パーキング・パーミット制度未導入の地域においても適正利用の推進のため取り組まれている例がある。



②施設設置管理者等による取組事例(ハードの不適正駐車対策)

【不適正駐車対策に関するハードの取組事例】

- 区画の入口にゲートやガードパイプを設置することで、不適正駐車を防止する取組事例。
- 予め登録された車両のみが利用できるため、多くの人が利用する施設でも高い実効性が期待される。

■鉄柵の設置による不適正利用の防止

取組概要

車椅子使用者等用駐車施設の前に鉄柵を設けることで、不適正駐車を防止する事例。利用の際には、駐車場入口に設置するインターホンで係員に連絡し対応。

効果

鉄柵には鍵があり不適正駐車対策としての実効性を確保。係員が開錠の際に利用者と接するため、虚偽による不適正利用も抑止できる効果。



■機械式ゲートの設置による不適正駐車対策

取組概要

対象となる区画の入り口に、機械式ゲートを設置する取組。車番認証によりゲートが開閉する仕組みとなっており、事前に登録された車両のみが駐車可能。

効果

予め登録された車両のみが入庫可能であるため不適正駐車対策としての実効性を確保。



■機械式フラップ等の設置による不適正駐車対策

取組概要

車室内に機械式フラップを設け、不適正駐車を防止している事例。利用者には通常時はフラップを設けていない区画を案内するが、満車の場合にこれ以外の幅の広い区画を確保している。利用の際には、車室近くのインターホンから係員に連絡し、遠隔でフラップを下げて利用。

この他、車室ごとにゲートを設け、オペレーターがカメラで使用者の身障者手帳等を確認し、開閉を行うなどの事例もある。



■車両感知式アナウンス機器の設置

取組概要

車椅子使用者用駐車施設の駐車を感知し障害者等用の区画であることをアナウンスする取組。センサー機器を区画の入口に設置。

効果

駐車の際に優先区画であることを知らせることで悪意のない不適正利用を抑止する効果。

②施設設置管理者等による取組事例(効率的な駐車区画の利用)

【効率的な駐車区画の利用に関する取組事例】

- 設備の導入や人的支援等により、必要な方向けのスペースを効率的に確保するための取組事例。
- 車椅子使用者用駐車施設等の効率的な利用や人的支援による一般区画での対応等を含め、限られた駐車区画でより多くの方が利用できるよう工夫された取組が実施されている。

■管理室との円滑な連絡手段を確保し、当該駐車区画が満車時に他区画へ誘導する取組

取組概要

駐車区画近辺に店舗管理室と通話できるインターホンを設置しており、車椅子使用者用駐車施設が満車の際などに、管理室に依頼することで、誘導員が一般区画の端や少し広めの一般区画へ案内する事例。

効果

車椅子使用者用駐車施設に限られる中、一般区画も含めソフトでの対応を行うことで、より多くの必要な方が駐車できる効果。

また、不適正駐車連絡も迅速に行えるため、状況に応じて館内放送で移動をお願いするアナウンスを実施するなど不適正駐車対策としての効果。



■駐車区画の空き状況を表示し効率的に使用する事例

取組概要

数か所に分かれて設置されている車椅子使用者用駐車施設の空き状況を分かりやすく案内する取組事例。

駐車場の入り口に設置された配置図で案内する事例、車室近くに設置されたLEDの点灯状況で案内する事例、駐車場入口のインターホンで空き状況とそこまでの案内を行う事例など多様な対応が行われている。

効果

限られた区画を効率的に利用するとともに案内表示による利用環境改善の効果。



LED照明による満空表示



駐車場入口にインターホンを設置している事例
駐車場入口での満空状況表示

■離れた場所にも区画を確保する取組

取組概要

近接する箇所に車椅子使用者用の駐車区画を設ける他に、少し離れた個所にも複数の施設が共用して追加の区画を設けている事例

効果

普段は近接の区画を利用しつつ、利用できない場合には離れた区画も活用することができ、効率的に区画を利用できる効果。

■複数施設での相互利用ができるようにする取組

取組概要

複数の隣接する施設で、駐車区画を相互に利用できるようにする取組事例。

効果

イベントの際など大勢の利用者が集まり区画が不足するおそれのある場合、周辺施設の区画も利用することで効率的な対応が可能

②施設設置管理者等による取組事例

【適正利用の広報啓発等の取組事例】

- ポスターの作成やSNSを通じた広報啓発
- 効果的な啓発活動が行えるよう工夫された事例

■ポスター・デジタルサイネージ等による広報啓発

取組概要

施設入口やトイレ等にオリジナルポスターの掲示やデジタルサイネージを用いて施設の実状に応じた車椅子利用者用駐車施設等の適正利用のための普及啓発を行う取組事例。



オリジナルポスターの作成・掲示例



デジタルサイネージの活用

■SNSを活用した広報啓発活動

取組概要

施設独自で新たに設置した優先区画についてSNSを通じて広報啓発を行う事例。積極的な情報発信によって、優先的に利用できるよう広報啓発を行っている。



■車椅子利用者用駐車施設の看板を工夫した事例

取組概要

駐車場の標識を無機質なシンボルマークから地元住民の写真+コメントのような形に変えることで、普及啓発を行う取組事例。

効果

シンボルマークだけの掲示より、不適正駐車が増える効果が検証されている。



【区画の確保に関する取組事例】

- 区画の確保の方法等を工夫する取組事例
- 利用者にとっての利用環境改善の効果

■予約車両専用駐車場の設置

取組概要

予約者専用駐車場を設置している事例。HPから駐車場利用の予約をできるようにしており、車椅子利用者用駐車施設を利用する際は、予約時に身障者にチェックを入れる。区画にはカラーコーンが設置されており、利用時にはインターホンから係員に連絡することで利用可能。

効果

混雑時期でも安心して利用することができ対象者にとって利用環境改善の効果。



■車椅子利用者用駐車施設と別で優先区画を設置

取組概要

幅の広い車椅子利用者用駐車施設と別で、高齢者や妊産婦の方が利用できる優先区画を設置する取組事例。

効果

優先的な駐車区画の利用が必要な方の利用の分散により、駐車施設の利用環境の改善の効果。



【考え方(主なご意見等)】

- 車椅子使用者が運転するか介助者等の運転に同乗するか以外にもさまざまな利用のニーズが想定されるため、当事者のニーズを丁寧に整理しつつ検討することが必要。
- 車椅子使用者用駐車施設の利用実態は地域差による部分が多いことから、一定程度地域の実状を反映することも念頭に利用対象者を定めることが必要。
- 乗降に幅の広い区画を必要とするかは、自ら運転する車椅子使用者等を基本としつつ、障害の程度以外にさまざまな利用状況等も総合的に勘案して必要性を判断すべき。

■ 車椅子使用者用駐車施設の利用対象者の明確化にあたって留意すべき視点

駐車施設の利用の視点

- 車椅子使用者自身が運転する場合と介助者等の運転に同乗する場合とを明確に区分して整理する必要。
- 介助者が運転する車椅子使用者の場合には、実際の利用の仕方を良く検証しつつ、どのような場合に(単に不便ではなく)幅が広い駐車区画の利用が必要となるかの整理が必要。
- 妊産婦・ベビーカーは欧米では制度の対象外とすることが一般的。一方、国内ではこのような対象者の専用区画を(車椅子使用者用駐車施設とは別に)確保する事例もある。

制度化にあたっての視点

- 利用実態に地域差が大きく、配慮すべき利用対象者以外に地域の実状も一定程度反映できる制度が望ましい。
- 都市部であらゆる利用対象者のニーズに応える区画数を確保できないのは明らかなので、都市部ではまずは対象者を限定して制度化を検討することが現実的。
- 幅3.5mの区画の利用対象者を明確化するとともに、例えば、
 - ・ 幅は必要ないが出入口に近い区画や出入口までの安全な経路が必要
 - ・ 遠くても幅が広い区画が必要
 - ・ 運転席側(片側)に乗降スペースが確保されていることが必要といったさまざまなニーズを丁寧に確認しつつ対応のあり方を検討すべき。

車椅子使用者等の乗降の視点

- 車椅子使用者で、かつ移乗が必要な方として、自ら運転する(移乗が必要な)車椅子使用者と最も支援が必要な(乗降に困難を来すことの多い)同乗者への対応を基本とすることが適当。
- 使用する福祉機器、外出時の事前準備の有無等によっても必要性が異なるので、障害の程度と車椅子の使用状況、使用する福祉機器等を総合的に勘案して必要な方を利用対象者とすることが現実的。
- 明らかに乗降に支障のある(運転者ではない)車椅子常時使用者を利用対象としてと思われる制度もあるが、車椅子使用の常時性や障害の程度だけで一律に幅広の区画を必要とする方を特定できる訳ではない。

③有識者のご意見を踏まえた不適正駐車対策としての罰則導入の考え方 国土交通省

【考え方(主なご意見等)】

- 不適正駐車対策として罰則等の導入を検討する上で、まずはさまざまな関係者から、車椅子使用者用駐車施設の適正利用の必要性について十分な理解を得ることが重要。
- 罰則等を導入する場合は、管理体制の確保など対策の実効性を確保することや、目的と手段のバランスをとること等が前提。
- どのような対象者のどのような駐車区画におけるどのような行為を不適正駐車と捉え当該行為への該当性を誰かどのように判断するか等について明確化することが不可欠。

■ 不適正駐車対策としての罰則等の導入にあたっての課題の全体像

制度化の前提

適正利用の必要性についての理解

- 不適正利用について罰則等を科す法的合理性があるかどうか。
- 不適正駐車対策の必要性について広く理解を浸透するための広報啓発や意識の醸成が必要。
- 不適正利用により駐車できないという課題の生じる蓋然性がどの程度か。
- 地方公共団体や施設設置管理者等の関与のあり方について整理が必要。

(考慮すべき要素)

- 地方公共団体や施設設置管理者等による不適正駐車対策の効果
- 他の社会における行為や他法令とのバランスの問題
- 協力施設における施設イメージへの影響

制度化にあたっての具体的課題

罰則等の対象

- 利用対象者(例外的又は一時的な使用を含む。)の客観的基準による明確化が必要。
- 不適正駐車に該当する行為を客観的基準により明確化(故意性、悪質性、高齢者が無過失で駐車する場合が多い)することが必要。

罰則等の実効性

- 適正利用の義務違反(車椅子使用者用駐車施設の利用状況の確認等)を誰がどのように判断するか整理が必要。
- 公共施設以外の私有地において不適正駐車対策を実施する場合には、施設管理権(財産権)との関係の整理が必要。

施設設置管理者等の対応

- 施設設置管理者等が不適正駐車への対応を行うべき必然性があるか。
- 仮に不適正駐車対策を発見した場合に管理者がどのような措置を講じることができるか。
- 法令に基づく設置義務の対象となる区画とこれ以外の区画の客観的区分が必要。

③有識者のご意見(パーキング・パーミット制度等について)

【その他の主なご意見】

■パーキング・パーミット制度

- パーキング・パーミット制度の意義(優先的利用ではなく利用ニーズに対応する制度であるべき)について
- 海外におけるパーキング・パーミット制度との相互利用(利用証デザインの統一等)について
- 欧米におけるパーキング・パーミット制度との意識の差(意識啓発の必要性)について
- 駐車禁止除外指定車標章制度との連携について
- 「思いやり駐車場制度」等の制度名称について
- 制度の全国一律化の必要性(利用者や施設管理者等における意識の統一)について

■不適正駐車対策

- 高齢者等による認識不足に基づく不適正駐車について
- 普及啓発におけるさまざまな工夫等を通じた不適正駐車対策の実効性確保について

■その他

- ソフトの対応も含めた駐車施設の利用にあたってのバリアフリー情報等の提供の充実について
- 駐車後の乗降前後の移動経路における屋根の設置について
- 周辺設備も含めた細かな困りごとへの対応の必要性について

車椅子利用者用駐車施設等のあり方に関する検討の方向性【現時点案】

車椅子利用者用駐車施設等のあり方については、検討会における議論、さまざまな障害当事者向けニーズ調査、ハード・ソフトの実態調査で得られた成果を踏まえて、以下のとおり施策の具体化に向けた検討を進めることとする。

1. 車椅子利用者用駐車施設等の利用ニーズへの対応

【第1回検討会における主なご意見】

- さまざまな障害当事者を対象としたヒアリングが必要。移動に制約のある利用対象者であっても、運転者や同乗者など様々な方々がいて必要となる駐車区画のあり方は異なるのではないか。
- 利用対象者の属性(本人が運転・介助者が運転、単独行動・介助者と行動、歩行不可能・歩行可能、居住地等)により求める内容(駐車室の幅や高さ、入り口との位置関係、経路移動の安全面、表示方法、地域特性等)に差が出てくるので、その点の整理があると検討しやすいのではないか。

【障害当事者のご意見】

⇒資料2を参照

【対応の方向性】

- 障害当事者向けニーズ調査のご意見を今後のハード・ソフトの施策に反映するとともに、引き続きさまざまな障害当事者のニーズを確認しつつ、車椅子利用者用駐車施設の適正利用のあり方について検討を進める。
- 車椅子利用者用駐車施設の適正利用の推進(ソフト)に係るご意見については、2. に記載する指針において必要な事項を反映する。
- 車椅子利用者用駐車施設のハードに係るご意見については、引き続き好事例の収集に努めるとともに、必要な内容をガイドラインに反映し、周知を図る。

2. 車椅子利用者用駐車施設の適正利用の推進方策

車椅子利用者用駐車施設等について、これまでも適正利用に関する広報啓発を実施するとともに、パーキング・パーミット制度の導入促進等を図ってきたところではあるが、本検討会で議論がなされた現状や課題等を踏まえ、適正利用の取組をより一歩進めるため、令和4年度中に地方公共団体及び施設設置管理者等向けの指針(以下「指針」という。)を作成し、地方公共団体及び施設設置管理者等への周知を図ることとする。なお、指針の作成にあたっては適正利用に関する中長期的な制度のあり方も見据えつつ検討を進めることとする。

①車椅子使用者用駐車施設の利用対象者について

【第1回検討会における主なご意見】

- 車椅子使用者用駐車施設の利用対象者の明確化が必要。
- 利用対象者の検討にあたっては、様々な地域特性(都心部や都心の郊外、地方都市など)の事情の違いを踏まえた柔軟な運用を可能とすることも必要。
- 幅3.5m以上の車椅子使用者用駐車施設の利用対象者については、可能な限り統一の方針を定めるべき。それ以外のパーキング・パーミット制度の対象区画の利用対象者とは明確に区分すべき。
- いわゆる「ゆずりあい駐車区画」等の利用対象者が車椅子使用者用駐車施設に駐車できるべきではない。幅3.5mの車椅子使用者用駐車区画は、車椅子利用者など幅広のスペースが必要な人が利用できるようにするためのもので、ここに幅広のスペースが不要な利用者が駐車することで、車椅子利用者等が駐車する区画がなくなる。
- 車椅子利用者がなぜ3.5m以上の幅を必要とするのかの周知を継続的に続ける必要がある。

【車椅子使用者用駐車施設の利用対象者の考え方】

⇒資料3及び参考資料2を参照

【対応の方向性】

- 指針において、車椅子使用者用駐車施設の利用対象者に関し、車椅子利用者その他の乗降に幅を必要とする者を基本としつつ、駐車施設の利用状況等の地域の実状に応じた利用対象者を定めることが必要である旨を位置づける。また、このような利用対象者の具体的な考え方を指針において反映し、周知を図る。
- 車椅子使用者用駐車施設等の適正利用についての広報啓発キャンペーンにおいて、車椅子利用者が乗降に幅を必要とする理由等についての啓発を継続的に実施する。

②パーキング・パーミット制度のあり方について

【第1回検討会における主なご意見】

- 現行制度の問題・課題を改善しつつ、制度未導入の都道府県も含めた全国統一の制度として国が共通の基準を定めるべき。
- パーキング・パーミット制度そのものは有効ではあるものの、利用対象者が幅広であるために、駐車施設が過密となる事態が生じている。ダブルスペース方式の全国展開によりその総数を増やすことが不可欠。
- 利用者にとっても、施設設置管理者にとっても、分かりにくい制度となっており、適正利用を促す上では、制度の分かり易さと適正利用されている効果の啓発を行うことが重要ではないか。

【パーキング・パーミット制度の現状】

⇒資料3及び参考資料2を参照

【対応の方向性】

- 現行のパーキング・パーミット制度の効果・課題等を踏まえ、駐車区画の確保等や実効性ある不適正駐車対策等も含めた制度の運用のあり方を指針において反映し、周知を図る。
- 車椅子利用者用駐車施設等の適正利用についての広報啓発キャンペーンにおいて、パーキング・パーミット制度の導入状況や意義等についての啓発を継続的に実施する。

③駐車区画の確保等について

【第1回検討会における主なご意見】

- 駐車区画を構成するダブルライン等の工夫についても実態を調べつつ、可能な範囲で好事例を全国展開できると良い。
- 利便性の低い場所に代替的にスペースを設けることや複数区画をまとめて利用するといった手法はあくまでも緊急避難に過ぎないことに留意すべき。
- パーキング・パーミット制度の導入による駐車区画の不足は短期的には、駐車室の位置の対応などで出来るだけ時間をかけないことが必要。
- 幅の広い区画を必要とする車椅子利用者用であっても、施設入口から離れた場所に確保されていれば良いというニーズもある。

【駐車区画の確保等の取組事例】

⇒資料3を参照

【対応の方向性】

- 車椅子利用者用駐車施設への利用集中への対応として、ダブルスペース方式の普及や効率的な駐車区画の利用など地方公共団体や施設設置管理者等の各主体が取り組むことが望まれる事項を指針において反映し、周知を図るとともに、対応する取組事例について全国展開を図る。

④不適正駐車対策等制度の実効性確保について

【第1回検討会における主なご意見】

- 「これからの共生社会のあり方をどうやって形作っていくか」という視点から、罰則規定に限らずともなんらかの抑止方法をこれからも考えていかなければならない。
- 不適正駐車対策としてDX化・ICT化の進展を踏まえた技術開発が必要であり、具体的事例や将来的に見込める技術の具体例があると良い。
- 罰則規定がある全国統一の制度が有効であり今後の方向性について検討すべき。

- 不適正駐車対策は、施設管理者の現場の対応のみで実効性を確保することは難しく、地方公共団体と現場の施設管理者が一体となって不適正駐車対策に取り組めるような仕組みを検討すべき。

【不適正駐車対策の取組事例】

⇒資料3を参照

【罰則等についての課題】

⇒資料3を参照

【対応の方向性】

- 不適正駐車対策として地方公共団体や施設設置管理者等の各主体が取り組むことが望まれる事項を指針において反映し、周知を図るとともに、対応する取組事例について全国展開を図る。
- 罰則等については、現時点では制度化にあたり課題が多いことから、適正利用の普及啓発による意識醸成や実効性ある不適正駐車対策の全国展開等の状況を踏まえつつ、中長期的課題として引き続き議論を行う。

⑤その他

【第1回検討会における主なご意見】

- 海外の罰則制度がどのような仕組みになっているのか、また、罰則がなくとも効果的な対策が講じられているケースがあるのかなど海外の取組についても調査すべき。

【対応の方向性】

- 今後、海外のパーキング・パーミット制度についても必要な調査を実施しつつ指針等の検討にあたり必要な事項を反映する。

3. 車椅子利用者用駐車施設のハードの整備方策

①既存施設への対応について

【第1回検討会における主なご意見】

- 従来から営業している既存施設や地権者・ビルオーナーの事情による敷地の制約等から十分に要件を満たすことができない施設も存在します。地下又は立体駐車場だけしか駐車場設備がない店舗・敷地の関係上法定必要駐車場台数限界で追加の車椅子利用者用駐車施設が整備困難な店舗・構造上車椅子利用者用駐車施設が利用居室までの経路の長さをできるだけ短くなる位置に設置することが困難(又は経路を確保することが困難)な店舗等があり、このような場合の対応についても検討が必要。
- 福祉車両のために高さ 2.3m を確保すべきという論点があり、建築設計標準の改正により一定の対応がなされているが、既存施設の改修はすぐには困難であるため、どのよう

な対応が必要となるかの検討が必要。

【車椅子利用者用駐車施設のハードの現状】

⇒資料4を参照

【対応の方向性】

○既存施設の改善事例や大型リフト付き福祉車両への対応事例(車高制限を超えた場合の対応等を含む)など、既存施設において先導的に取り組む好事例について、ガイドラインへの反映などを通じて周知を図る。

②機械式立体駐車場における車椅子利用者への対応について

【第1回検討会における主なご意見】

○都市部やマンションで普及している機械式立体駐車場は、車椅子で使えないものが多く、ぜひとも新規に導入するものは車椅子が利用できるものを義務化していただきたいと思えます。

【機械式駐車施設のバリアフリー対応の事例】

⇒資料4を参照

【対応の方向性】

○車椅子利用者に対応した機械式駐車設備について、好事例の収集に努めるとともに、周知を図る。

③コインパーキング等小規模駐車場への対応について

【第1回検討会における主なご意見】

○近年小規模なコインパーキングが広がっているが、地面に設置されているフラップ式の不正利用防止設備が乗降の支障となるとともに、幅3.5m以上の駐車区画がほとんどないため、500㎡未満の小規模な駐車場においても車椅子で利用しやすい駐車場のあり方についても検討すべき。

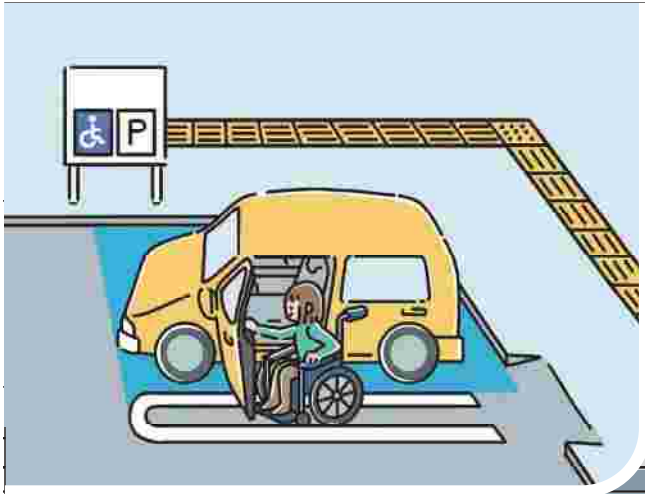
【まちづくりと連携した駐車場施策の検討】

⇒資料4を参照

【対応の方向性】

○小規模駐車場の取扱いや車椅子利用者用駐車施設の確保について、地域において適切に整理されるよう、まちづくりと連携した駐車場施策の検討や駐車場法の特例措置の活用等について、周知を図る。

幅の広い駐車スペースが必要ですよ。



車椅子使用者は、クルマの乗り降りに
広いスペースを必要としています。

幅の広い駐車区画を必要としない方は
一般区画に駐車しましょう。

改正バリアフリー法では、新たに車椅子利用者用駐車施設等を含む、「高齢者、障害者等用施設等の適正な利用の推進」が国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務となりました（令和3年4月施行）。

車椅子使用者用駐車施設等の適正利用の取組

車椅子使用者等、乗降時に幅3.5mの区画が必要な人が対象です。

車椅子使用者用駐車施設とは



提供：福島県



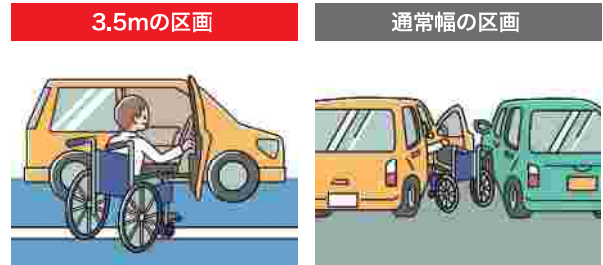
障害者のための国際シンボルマーク

- 車椅子使用者用駐車施設とは、バリアフリー法において設置が義務付けられた幅の広い(3.5m以上)区画です。
- 車椅子使用者等は、乗降時に車椅子を置くなどが必要で、幅の広い区画でないと乗降ができません。

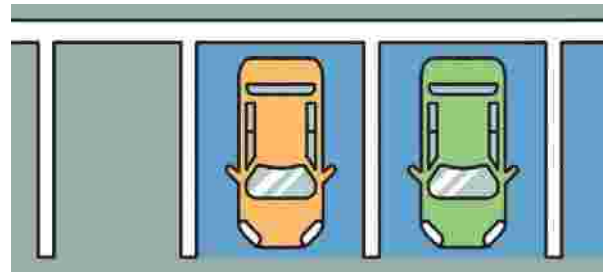
このようなデザインの区画には、一般の方をはじめとする幅の広い区画を必要としない方は駐車しないようにしましょう!!

こんな困りごとがあります

- 幅の広い区画がないと駐車しても乗り降りができない。



- 一般車が停まっていたりそもそも駐車できない。



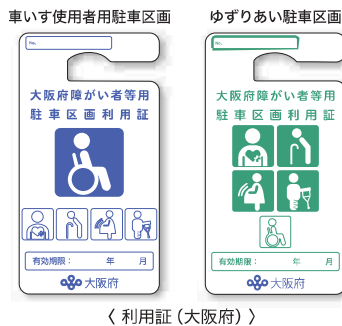
パーキング・パーミット制度とは

※全国の自治体が独自に設けている制度で、「おもいやり駐車場制度」「障害者用駐車区画利用証」など名称は異なります。

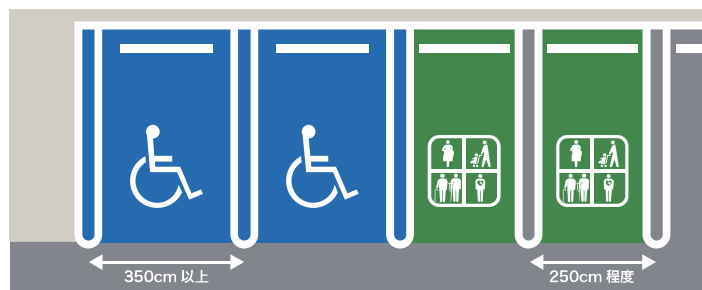
- 施設管理者の協力のもと、幅の広い車椅子使用者用駐車施設や通常幅の専用区画について、条件に該当する希望者が使用できる利用証を交付する制度です。
- 平成18年度以降、令和3年7月1日現在で40府県4市において導入されており、また、自治体間での相互利用の取組も進められています。
- 障害者等用駐車区画を利用できる対象者の範囲は、自治体ごとにあらかじめ設定されています(一律ではありません)。
- 歩行が困難でも乗降時に幅の広い区画は必要としない人もいますので、車椅子利用者等のための幅の広い区画に加えて、施設の出入口に近い3.5m未満の通常幅の駐車区画もパーキング・パーミット制度の対象となる取組が行われています。

以下のような方々がパーキング・パーミット制度の対象とされている場合があります。

※自治体・施設によって対象者は異なります。



〈利用証(大阪府)〉



〈パーキング・パーミット制度の駐車区画イメージ〉

第2回 車椅子利用者用駐車施設等のあり方に関する検討会 議事概要

日時：令和3年11月18日（木）15時～16時30分

○委員、●事務局

1. 議事

1) 検討の方向性等について

- ダブルスペースの導入促進とあわせて、その利用対象者に妊産婦やベビーカー利用者を含めるか否かの議論が必要。
- まずは幅の広い車椅子利用者用駐車施設の利用対象者をどのように明確化するかが大前提。「車椅子利用者その他の乗降に幅を必要とする者を基本としつつ」検討を進めることとなるが、この「その他」にどこまでの対象者を含めるべきか、今年度に基本的考え方を整理しつつ、次年度に具体的な指針の定め方を議論するということになるのではないかと。
- 利用対象者について、地域で確保されている区画数の余裕に応じて、車椅子利用者を優先すべき場所とこれ以外の利用対象者も含めて考えるべき場所の双方があるのではないかと。なお、車椅子利用者は幅の広い区画に駐車できなければ当該施設を利用することができない訳なのでこの点については整理にあたり留意が必要。
- 地域性の議論について、車移動が中心の地域と大都市部の違いも踏まえて議論していく必要がある。
- 現行のパーキング・パーミット制度でも、車椅子利用者用駐車施設の利用対象者を障害等級に応じて客観的に定めている例は少なく、また、利用環境について地域特性や福祉機器の使用状況等による差異が大きいとの指摘もある。幅の広い区画の利用対象者を明確化するにあたっては、このような実状も勘案しつつ、どのように定めることが適当なのかを引き続き議論いただきながら指針として整理していくものと考えている。
- 車椅子利用者用駐車施設の不適正利用が現実にどのような用途の施設で生じているのかについての検証が必要。公共施設では少ないことや、大型商業施設・医療施設等の不特定多数の方々が利用するような用途では多く起きているといった実態が確認できないか。
- 駐車区画の不足という課題に対して車椅子利用者用駐車施設等の総数がどうあるべきかの議論も必要。
- 車椅子利用者用駐車施設の区画の総数の不足について現時点でただちに義務付け等の制度的な対応は難しいと認識しているが、適正利用も含めた現行制度の課題がどこにあり、どのような制度的対応が必要になるのかを丁寧に議論しながら、継続的に議論していくべき課題と認識している。
- 500㎡未満の小規模駐車場についても議論があったが、小規模駐車場では必要な車椅子利用者用駐車施設の区画数を確保することが現実的ではない場合もある。このような場合には、地域として必要な区画数を工夫しつつ確保するという考え方もある。
- 500㎡未満の小規模駐車場について現行制度上は規制の枠組みがないが、車椅子利用者用駐車

施設に限らず、まちづくりと一体的に駐車場施策のあり方を検討することは課題として認識している。このような議論において、車椅子利用者用駐車施設のことにも念頭に置きつつ検討を進めていく。

○小規模駐車場については、バリアフリーに限らずそもそもの駐車場施策のあり方という意味で課題がある。また、駐車場施策のあり方については駐車場法で適用される範囲が限定的であって、多くは駐車場法の駐車場整備地区外であるほか、郊外のショッピングセンターは大規模小売店舗立地法に基づく規制の対象であり、このような駐車場施策全体の枠組みをまずは整理した方がいいのではないかと。

○ハードについて、青空駐車場、自走式立体駐車場、機械式駐車場の議論が混在しており、駐車場の構造によって必要な対応が異なることに留意が必要。

○機械式駐車場については、係員がいるという前提条件が必須。無人の機械式駐車場で大きな事故の事例があり、機械式駐車場へのバリアフリー設備の導入については誤ったメッセージとなることがないように十分に注意した方がよい。

○罰則等の不利益処分について、課題を整理するとともに実現するにはどのような方法があるかを議論したい。法令等で必ずしも罰則ができない訳ではないのではないかと。

●罰則等不利益処分については、制度化にあたっての課題を整理しつつ、中長期的な議論が必要なものと認識している。

○車椅子利用者用駐車施設の設置割合は、旧ハートビル法施行時の歩行困難者の割合（1.6%）に基づくものと聞いている。車椅子利用者用駐車施設の利用対象者として、車椅子利用者が優先であることは間違いないと思うが、自ら運転する車椅子利用者の割合（0.26%）は限定的なものであることを踏まえて、どこまでが利用対象者たり得るかの整理が必要。

○パーキング・パーミット制度を全国統一的な制度とすることについて、車椅子利用者用駐車施設はバリアフリー法に基づく設置義務に係るものであり、全国統一的な運用が必要。大都市部と地方部の利用環境が違うことについては、基本的に全国統一的な運用としつつ、事情がある場合には当該事情を踏まえたルールメイキングという考え方が適切ではないかと。

●パーキング・パーミット制度のどのような点について運用が統一されるべきか、または、どのような点について地域の実情が尊重されるべきか、については議論があると思う。車椅子利用者用駐車施設にせよ、パーキング・パーミット制度にせよ、利用対象者の利用環境を適切に確保しながら、どのような点で制度的対応が必要となるかが議論のポイントになるかと思うので、引き続きご議論を踏まえながら指針の策定について検討したい。

○機械式駐車場について、都心型のビルでは附置義務駐車場の必要台数を確保するために機械式とならざるを得ない駐車場があるが、実際にはあまり利用されていないことも多い。例えば、附置義務の緩和とあわせて幅 3.5m 以上の平面区画を確保するというような考え方があれば、比較的スペースを確保しやすいのではないかと。

●附置義務駐車場については都心部等では供給過多の傾向があることから、各地域で附置義務駐車場の台数の緩和規定を設けている。公共貢献や地域貢献の観点から車椅子利用者用の駐車施設

設の確保や附置義務駐車場を緩和するルールを定めている地域もあると聞いている。

- 適正利用について新たにガイドライン（指針）策定ということで、一步二歩進んだ形で、現場での対応がしやすくなる。ガイドライン作成にあたっては、現場への周知徹底を図ることとともに、実効性あるガイドラインとすべき。特に現場では利用についてお客様から様々な形でご意見が寄せられるため、それに対し明確な考え方を示すことができるような実効性のあるガイドラインとしていただきたい。
- ハードルが高いとは思いますが、施設管理者が新たな設備投資を行う場合の支援制度についても検討をお願いしたい。

2) 本日の議論の整理

- 車椅子利用者用駐車施設の利用対象者については、本検討会で方向性を整理すべき。車椅子使用者が利用対象者であることに議論の余地はないが、地域の実状も踏まえながら、プラスアルファで必要とされるどのようなニーズがあるのかを整理していくということではないか。
- 車椅子利用者用駐車施設の利用について全国統一的な考え方を明確化した上で、パーキング・パーミット制度の運用については、地域の実状に応じて地方公共団体の判断において利用対象者の範囲を拡大するという形もあるかもしれない。
- 車椅子利用者用駐車施設のゼブラゾーンについて議論があるが、ゼブラゾーンがあることによって区画を確保しやすかったり効率的に利用できる側面もあり、実際に海外事例でもこのような対応は良くある。適正利用について啓発活動も含めた利用環境改善の取組を継続していくこととあわせて、ハード面でどのような対応が必要となるかということも議論していくことも必要になる。
- 車椅子利用者用駐車施設の全国的な利用ルールを定め、適正利用の取組を運用していくにあたっては、国の施策としてどのような支援等ができるかという視点からも検討をすべき。

以上